

第2期

富士見市空家等対策計画

(案)



令和5年4月

富士見市

はじめに

市長 文章

目 次

第1章 計画の趣旨

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	用語の定義	3

第2章 現状と課題

1	国及び埼玉県の現状	4
2	本市の現状	6
3	第1期計画の評価と取組	24
4	本市の課題及び今後の施策展開に向けた視点	40

第3章 基本的な方針

1	基本理念及び基本方針	42
2	対象とする地区	43
3	対象とする空家等の種類	43

第4章 推進施策

1	施策体系	44
2	実施体制	45
3	施策	
	Ⅰ. 発生抑制	47
	Ⅱ. 流通・利活用	52
	Ⅲ. 適正管理	55

第5章 資料編

○空家等対策の推進に関する特別措置法	61
○富士見市空家等対策の推進に関する条例	66
○富士見市空家等対策協議会条例	68
○富士見市空家等対策の推進に関する規則	69
○富士見市空家等対策庁内検討委員会設置要領	70
○富士見市特定空家等判定基準	72

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の背景と目的

人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化等に伴い、使用されず、そのまま放置されている住宅及びその敷地、いわゆる「空家等」が全国的に増加傾向にあり、地域の生活環境に防災や衛生、景観等の悪影響を及ぼすことが大きな社会問題になっています。

こうした状況から国では、平成26年11月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を制定し、本格的に空家等対策を進めています。

富士見市においてはこれを受け、総合的な空家等対策を推進するため、平成29年6月26日に「富士見市空家等対策の推進に関する条例」を公布・施行するとともに、平成30年11月に空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、富士見市空家等対策計画を、「市民の生活環境の保全」、「安全で安心なまちづくりの推進」を基本理念として令和4年度までの計画として策定しました。

この計画において「発生抑制」、「流通・利活用」、「適正管理」の3つの基本方針に基づき、県内でも早い段階で、新たな補助制度の創設や利活用相談体制の充実などを図り、空家解消につなげていくため取組を進めてきました。

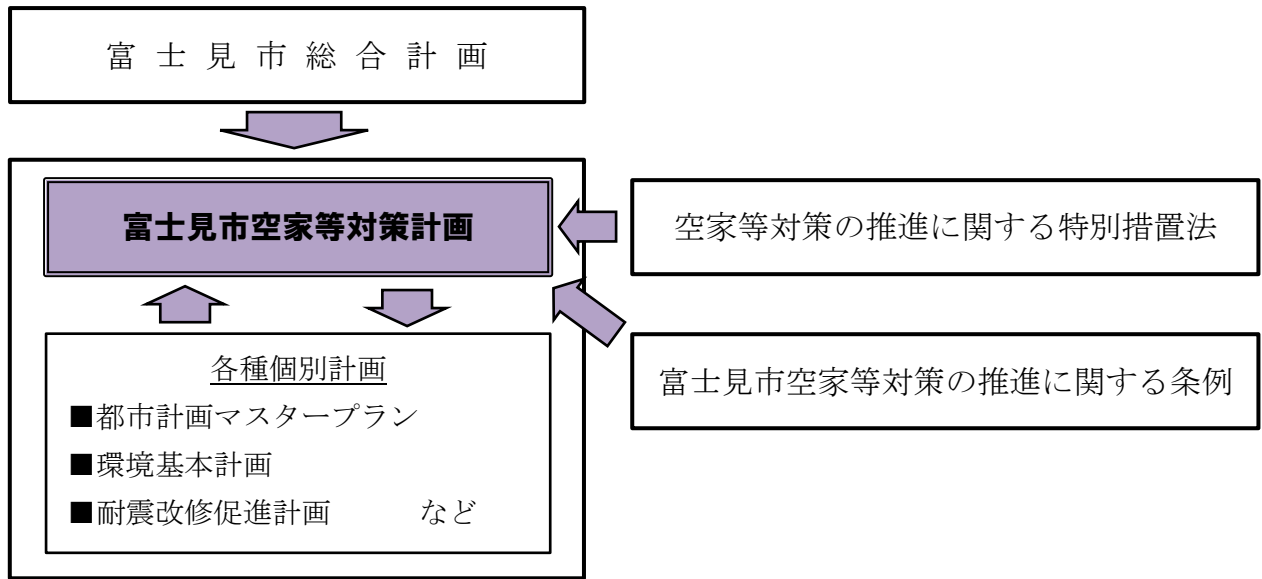
しかしながら、今後も少子高齢化や核家族化等の進行や相続等の発生により管理しきれないケースが増えるなどして、「空家等」が増加することが見込まれており、これらの問題が一層深刻化することが懸念されています。

このような状況を受け、第1期計画における施策を振り返りや2回目となる市内空家等実態調査の結果等から当市における課題を整理するとともに、国等における関連する法や制度の改正等を踏まえ、令和5年度からの5年間を期間として、「第2期富士見市空家等対策計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、法第6条及び条例第10条の規定に基づく空家等対策計画であり、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進するために本市の基本的な考え方や取り組むべき方向性等を示すものです。

また、「富士見市第6次基本構想・第1期基本計画」や各種個別計画との整合性を図りつつ取り組むものとしします。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、本計画は法令改正や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて適宜見直すものとします。

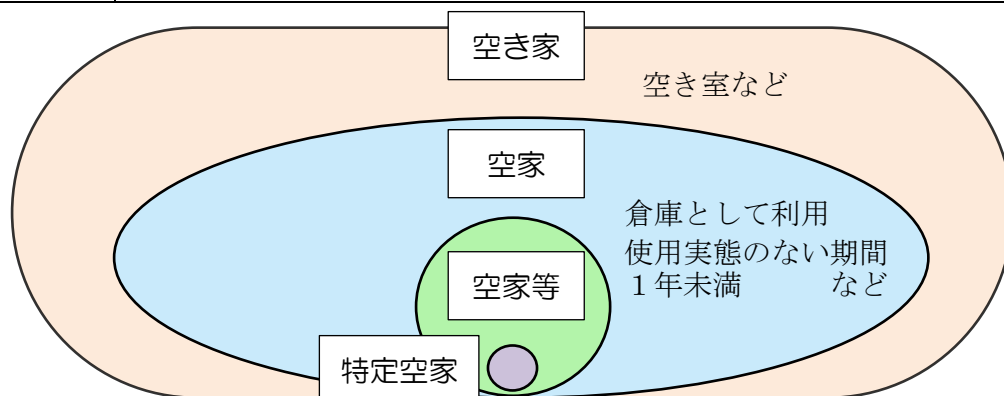
【計画期間】

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11・・・
富士見市 空家等対策計画	計画期間 5年間					次期計画	

4 用語の定義

本計画における用語については、以下のとおり整理することとします。

用語	解説
空家等	法第2条第1項において定義されている用語です。 居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物又はこれに附属する工作物、その敷地をいいます。(P**参照) 法・条例・規則に基づく対策については、基本的にこの用語を使用しています。
特定空家等	法第2条第2項において定義されている用語です。 以下に掲げる状態の「空家等」をいいます。 ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態 ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態 ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態 ④ 周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
空家	一般論として使用されていない住宅を指す場合は、「空家」を使用しています。分かりやすい情報発信に努めるため、市民等への周知啓発の際に使用する用語です。
空き家	住宅・土地統計調査において使用されている用語であり、「二次的住宅」、「賃貸用又は売却用の住宅」、「その他の住宅」を合計したものです。 また、法で規定されている「空家等」の定義とは異なり、共同住宅等の空室も含まれます。 本計画では、第2章「現状と課題」における住宅・土地統計調査の引用部分については、「空き家」と表記しています。
管理不全な状態	条例第2条第5号で定義されている用語です。 「空家等」が次に掲げるいずれかの状態にあることをいいます。 ア 老朽化又は自然災害により倒壊するおそれのある状態 イ 建築材等の飛散により人の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれのある状態 ウ 草木の繁茂、害虫の発生、汚物の放置等の管理状況に起因して周辺的生活環境の保全上の支障が生じるおそれのある状態 エ 不特定の者の侵入が容易であるために犯罪行為を誘発するおそれのある状態



※ 上記図解はイメージですので、必ずしも実態と一致するものではありません。

第2章 現状と課題

1 国及び埼玉県の現状

【全国の実態】

「平成30年住宅・土地統計調査」によると、全国の総住宅数は約6,240万戸で、5年前と比較すると約177万戸増加しています。

住宅のうち、空き家数は全国で約849万戸となり、5年前と比較して約29万戸の増加、空き家率は約13.6%となり、空き家数、空き家率ともに過去最高となりました。

空き家数は、人口減少に伴う少子高齢化の進展などにより増加の一途をたどっており、昭和48年の調査から45年間で、約2倍となった総住宅数に対して、空き家数は約5倍となり、空き家率も約2.5倍になっています。

また、「二次的住宅」及び「賃貸用又は売却用の住宅」を除いた「その他の住宅」に属する空き家の数は約349万戸に上っており、空き家全体に占める割合は3分の1を超えています（41.1%）。

現在社会問題化している空家等の問題は、この「その他の住宅」に起因しているとされています。

<住宅・土地統計調査とは>

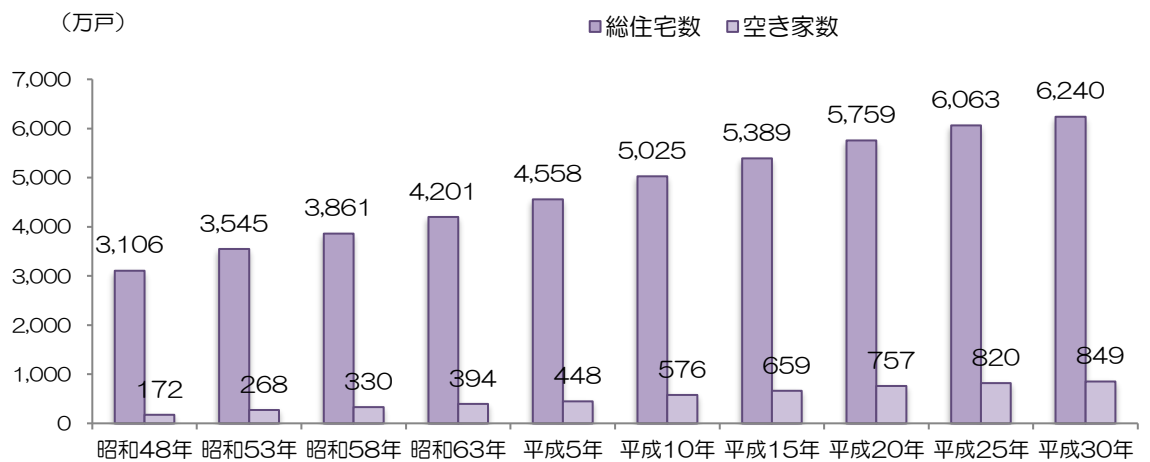
総務省が5年ごとに実施している統計調査で、住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにするものです。この調査の結果は、住生活基本法に基づいて作成される住生活基本計画、土地利用計画などの諸施策の企画、立案、評価等の基礎資料として利用されています。

なお、本調査は抽出調査であり、調査結果は推計値です。

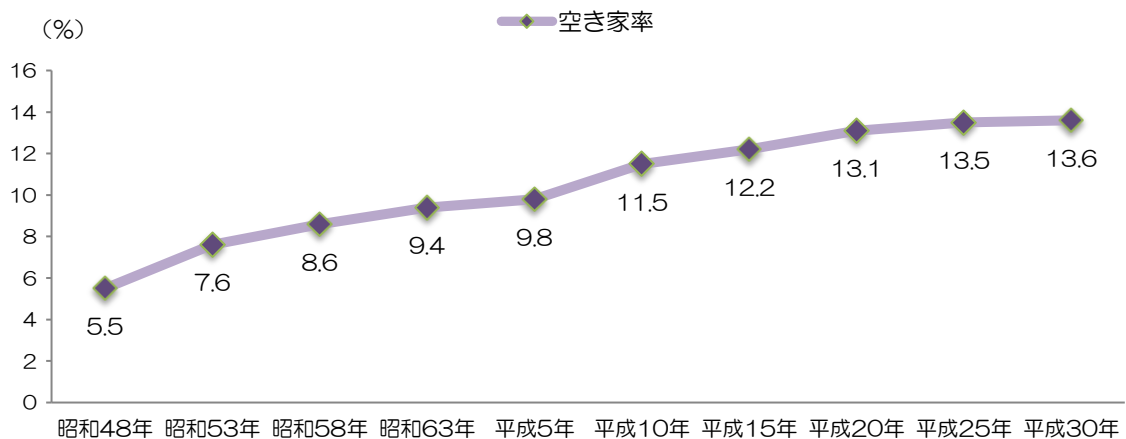
<住宅・土地統計調査の用語の定義>

空き家の種類	内容
二次的住宅	週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、普段は人が住んでいない住宅
賃貸用・売却用の住宅	新築・中古を問わず賃貸又は売却のために空き家になっている住宅
その他の住宅	上記以外の人住んでいない住宅で、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在や、建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

＜全国の総住宅数、空き家数及び空き家率の推移＞

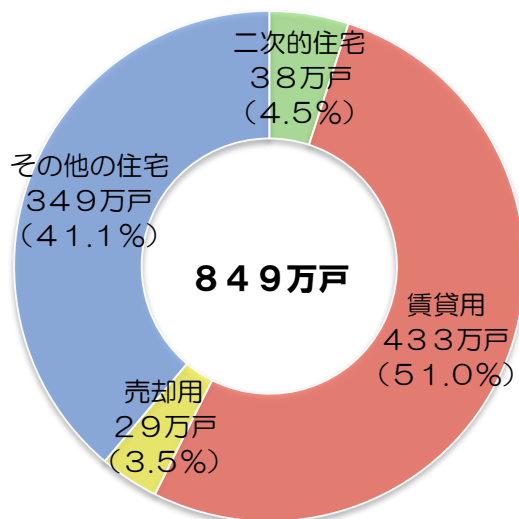


■出典：住宅・土地統計調査



■出典：住宅・土地統計調査

＜全国の空き家数の内訳＞



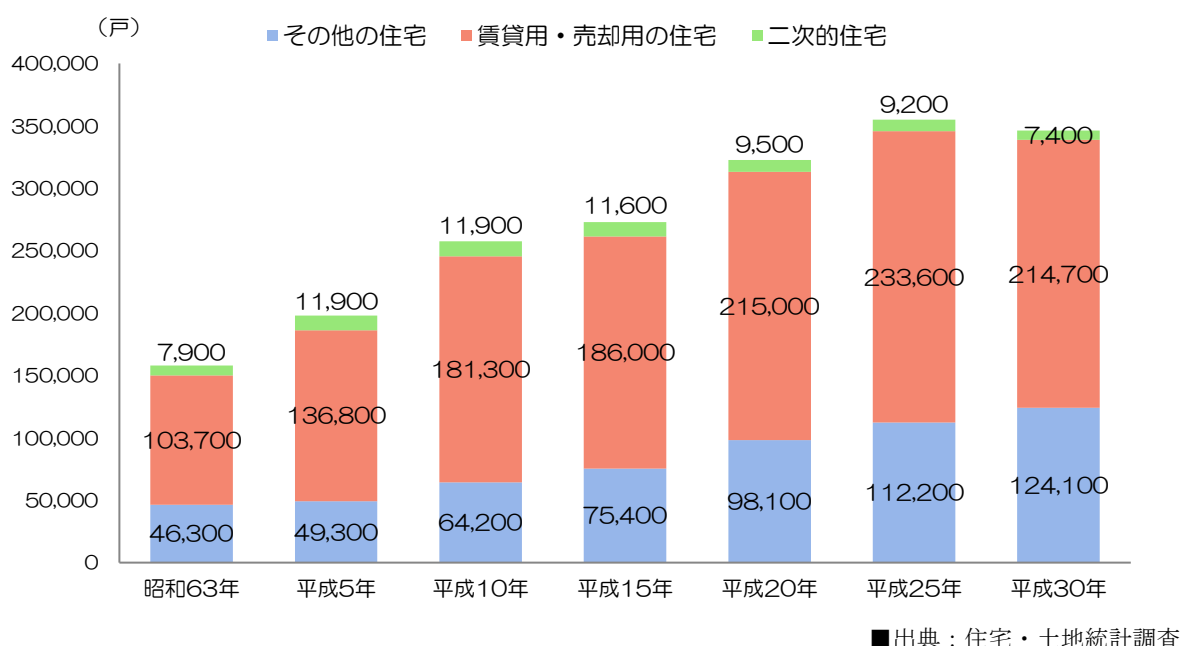
■出典：平成30年住宅・土地統計調査

【埼玉県の実態】

「平成30年住宅・土地統計調査」によると、埼玉県内の空き家は約34万6千戸と年々増加傾向となっており、空き家率は10.2%で全国47位となっていますが、空き家数では全国8位となっています。

埼玉県全体の空き家数に占める「その他の住宅」は平成5年から数・割合ともに年々増加しており、平成5年は約49,300戸（24.9%）でしたが、平成30年は約124,100戸（35.8%）となっており、空き家数は20年間で2倍以上に増加しています。

＜埼玉県の種類別空き家数の推移＞



2 本市の現状

【人口・世帯数】

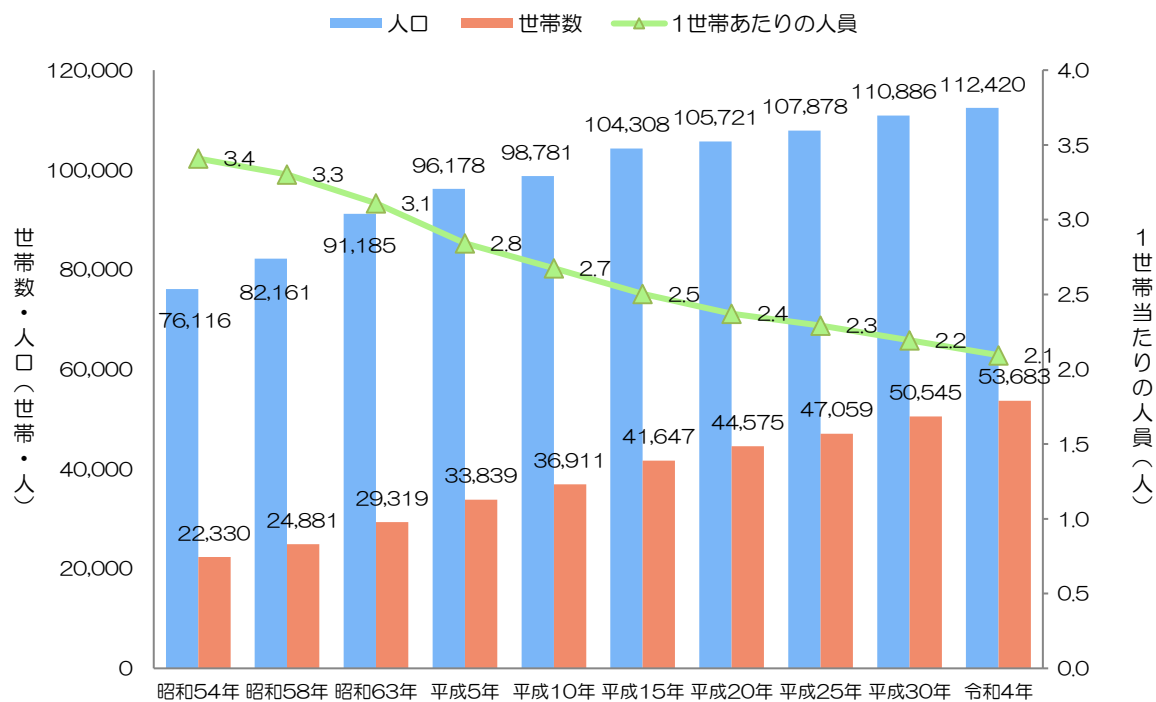
令和4年1月1日時点の住民基本台帳に基づく富士見市の総人口は112,420人、世帯数は53,683世帯、1世帯当たりの人員は約2.1人となっています。

近年では交通の利便性の向上に伴い、人口も継続的に増加しており、昭和54年から令和4年までの間に人口は約1.5倍、世帯数は約2.4倍と増加しています。

しかし、1世帯当たりの人員は約0.6倍と減少しており、世帯の小規模化が進行しています。世帯の小規模化は、世帯数や住居の増加につながる一方で、世帯員の死亡等を要因として住居が空家等となることが想定されることから、人口や世帯数は空家等の増加と関わりが深いことが分かります。

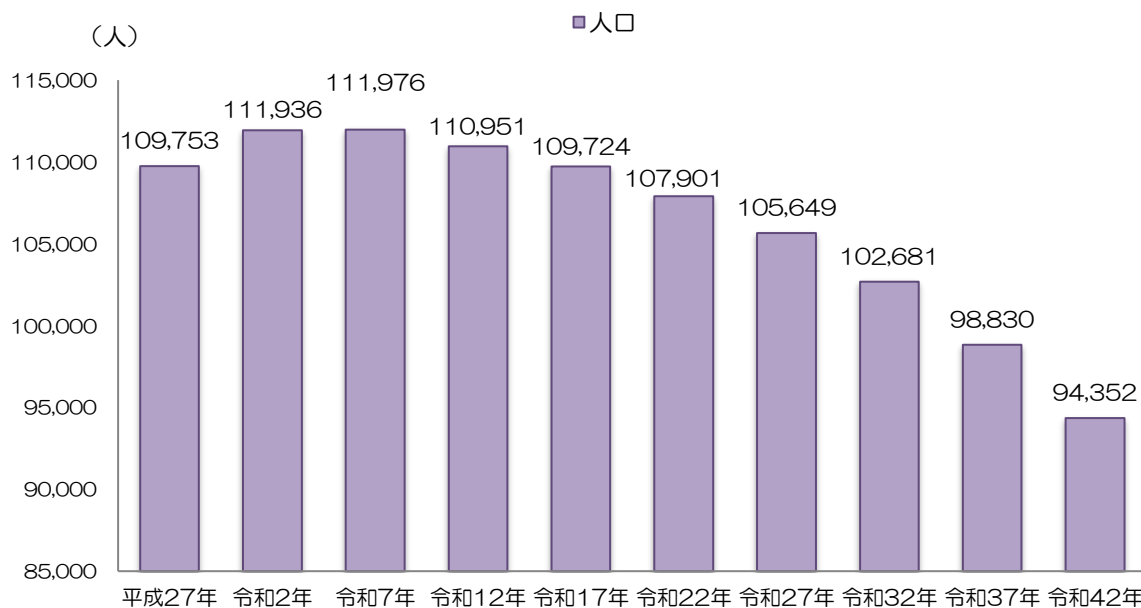
また、本市では令和7年をピークに人口減少段階に入ると見込まれていることから、こちらも空家等の増加要因になると考えられます。

<富士見市の人口等の推移>



■出典：埼玉県統計課「町（丁）字別人口調査」

<富士見市の人口の推計>



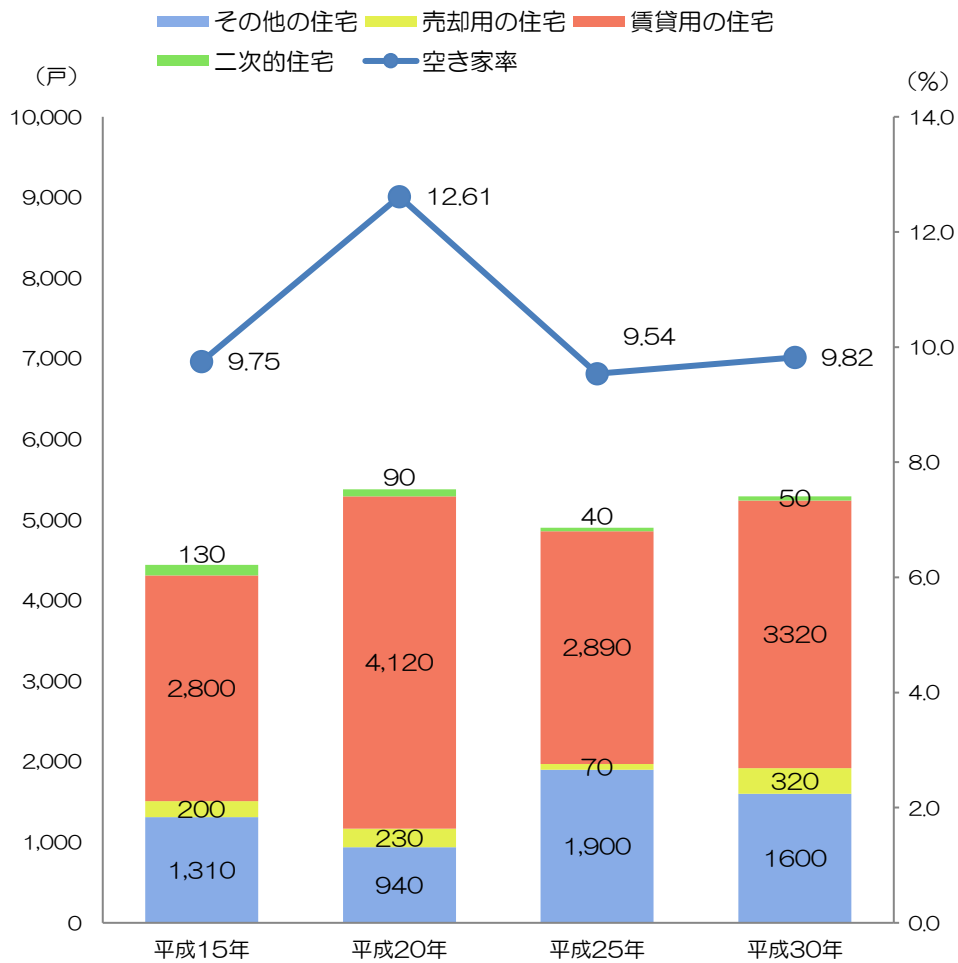
■出典：富士見市第6次基本構想「人口の推移（人口ビジョンより抜粋）」
独自推計（修正コーポート要因法）

【住宅・土地統計調査】

「平成30年住宅・土地統計調査」によると、本市の総住宅数53,850戸のうち、空き家数は約5,300戸で、空き家率は県内市町村の中で29番目の9.8%となっています。

また、空き家のうち「その他の住宅」の空き家数は1,600戸、空き家率は県内市町村の中で40番目の3.0%となっています。

<富士見市の種類別空き家数の推移>



■ 出典：住宅・土地統計調査

<富士見市の空き家数及び空き家率（県内比較）>

■ 空き家数・空き家率（総数）

順位	市町	戸数
	埼玉県	337,420
1	さいたま市	57,500
2	川口市	29,150
3	所沢市	16,860
4	川越市	14,940
5	越谷市	12,000
6	熊谷市	11,720
7	草加市	10,660
8	春日部市	9,490
9	上尾市	9,370
10	深谷市	8,580
11	狭山市	7,650
12	久喜市	7,060
13	ふじみ野市	6,570
14	朝霞市	6,250
15	坂戸市	6,200
16	新座市	6,160
17	鴻巣市	5,970
18	秩父市	5,880
19	東松山市	5,770
20	本庄市	5,440
21	戸田市	5,410
22	富士見市	5,300
23	加須市	5,100
24	三郷市	5,090
25	行田市	4,930
26	入間市	4,900
27	飯能市	4,790
28	蕨市	4,670
29	鶴ヶ島市	3,790
30	八潮市	3,770
31	和光市	3,570
32	北本市	3,390
33	志木市	3,280
34	毛呂山町	2,970
35	羽生市	2,940
36	寄居町	2,860
37	桶川市	2,830
38	幸手市	2,380
39	蓮田市	2,240
40	日高市	2,230
41	伊奈町	2,020
42	杉戸町	1,960
43	宮代町	1,890
44	吉川市	1,780
45	上里町	1,760
46	小川町	1,600
47	白岡市	1,540
48	三芳町	1,310
49	嵐山町	1,110
50	松伏町	810
51	滑川町	780
52	川島町	770
53	吉見町	430

順位	市町	空き家率
	埼玉県	10.2%
1	秩父市	19.6%
2	寄居町	18.3%
3	毛呂山町	15.9%
4	本庄市	14.8%
5	嵐山町	14.4%
6	深谷市	13.7%
7	行田市	13.5%
8	上里町	13.3%
9	東松山市	13.2%
10	熊谷市	13.2%
11	飯能市	13.1%
12	坂戸市	12.3%
13	羽生市	12.2%
14	ふじみ野市	12.2%
15	小川町	11.9%
16	蕨市	11.8%
17	宮代町	11.7%
18	鶴ヶ島市	11.6%
19	鴻巣市	11.6%
20	北本市	11.1%
21	狭山市	10.9%
22	加須市	10.8%
23	久喜市	10.6%
24	伊奈町	10.5%
25	幸手市	10.4%
26	杉戸町	10.3%
27	川口市	10.2%
28	所沢市	10.2%
29	富士見市	9.8%
30	滑川町	9.6%
31	川島町	9.5%
32	さいたま市	9.4%
33	上尾市	9.3%
34	朝霞市	9.3%
35	志木市	9.2%
36	川越市	9.2%
37	日高市	9.0%
38	八潮市	9.0%
39	春日部市	9.0%
40	草加市	9.0%
41	和光市	8.9%
42	桶川市	8.8%
43	戸田市	8.4%
44	新座市	8.3%
45	蓮田市	8.1%
46	三郷市	8.1%
47	三芳町	7.9%
48	越谷市	7.9%
49	入間市	7.6%
50	白岡市	7.2%
51	松伏町	7.0%
52	吉川市	6.2%
53	吉見町	5.9%

■ 空き家数・空き家率（その他の住宅）

順位	市町	戸数
	埼玉県	124,100
1	さいたま市	18,100
2	川口市	9,020
3	熊谷市	5,090
4	川越市	4,020
5	所沢市	3,920
6	越谷市	3,890
7	深谷市	3,890
8	春日部市	3,470
9	久喜市	3,260
10	秩父市	3,250
11	狭山市	3,190
12	上尾市	2,960
13	本庄市	2,740
14	新座市	2,730
15	草加市	2,660
16	鴻巣市	2,660
17	飯能市	2,440
18	行田市	2,350
19	加須市	2,040
20	蕨市	2,030
21	ふじみ野市	1,910
22	寄居町	1,840
23	朝霞市	1,820
24	東松山市	1,750
25	入間市	1,690
26	富士見市	1,600
27	八潮市	1,500
28	日高市	1,460
29	羽生市	1,420
30	北本市	1,310
31	鶴ヶ島市	1,150
32	三郷市	1,130
33	坂戸市	1,040
34	桶川市	1,020
35	蓮田市	1,020
36	三芳町	1,020
37	和光市	1,010
38	志木市	990
39	幸手市	940
40	小川町	940
41	杉戸町	920
42	毛呂山町	850
43	白岡市	760
44	上里町	730
45	伊奈町	690
46	宮代町	670
47	吉川市	600
48	嵐山町	590
49	松伏町	590
50	戸田市	570
51	川島町	560
52	吉見町	350
53	滑川町	320

順位	市町	空き家率
	埼玉県	3.7%
1	寄居町	11.7%
2	秩父市	10.9%
3	嵐山町	7.7%
4	本庄市	7.5%
5	小川町	7.0%
6	川島町	6.9%
7	飯能市	6.7%
8	行田市	6.5%
9	深谷市	6.2%
10	三芳町	6.2%
11	日高市	5.9%
12	羽生市	5.9%
13	熊谷市	5.7%
14	上里町	5.5%
15	鴻巣市	5.2%
16	蕨市	5.1%
17	松伏町	5.1%
18	久喜市	4.9%
19	杉戸町	4.8%
20	吉見町	4.8%
21	毛呂山町	4.6%
22	狭山市	4.5%
23	加須市	4.3%
24	北本市	4.3%
25	宮代町	4.1%
26	幸手市	4.1%
27	東松山市	4.0%
28	滑川町	3.9%
29	蓮田市	3.7%
30	新座市	3.7%
31	伊奈町	3.6%
32	八潮市	3.6%
33	白岡市	3.6%
34	ふじみ野市	3.6%
35	鶴ヶ島市	3.5%
36	春日部市	3.3%
37	桶川市	3.2%
38	川口市	3.2%
39	さいたま市	3.0%
40	富士見市	3.0%
41	上尾市	2.9%
42	志木市	2.8%
43	朝霞市	2.7%
44	入間市	2.6%
45	越谷市	2.6%
46	和光市	2.5%
47	川越市	2.5%
48	所沢市	2.4%
49	草加市	2.2%
50	吉川市	2.1%
51	坂戸市	2.1%
52	三郷市	1.8%
53	戸田市	0.9%

■ 出典：平成30年住宅・土地統計調査

空き家の中でも、「その他の住宅」の割合が比較的高い状況となっています。

【空家等実態調査】

本計画の策定に当たり、市内の空家等の実態を把握するため、令和4年度に富士見市空家等実態調査を実施しました。

本調査では、外観目視による現地調査により空家等の評価判定を実施し、空家等の状態に応じてランクごとの分類を行うとともに、対策計画の内容の検討を目的に空家等の所有者等を特定し、所有者等の意向調査を実施しました。

■調査の概要

対 象	一戸建住宅・店舗併用住宅等（明らかに売買を目的とした物件を除く）	
期 間	現地調査	令和4年9月15日～令和4年10月13日
	所有者等意向調査	令和4年10月24日～令和4年11月18日
概 要①	現地調査	<p>○調査対象の絞り込み作業を実施。 ⇒調査対象1,979件</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【1,979件の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市保有の空家等の相談情報等661件 ・水道の閉栓データ1,265件 ・現地調査中に発見した53件 </div> <p>○調査対象について、調査員による公道上からの外観目視調査を実施。</p> <p>○調査票に基づき調査項目ごとの判定を行い、空家等の状態に応じて評価判定(ランク分け)を実施。</p>
概 要②	所有者等意向調査	<p>現地調査の結果、空家等と推定された建物626件の所有者等を固定資産課税情報から特定し、居住の有無の確認をはじめ、空家等の発生原因や管理の状況、今後の利用予定や課題等に関するアンケート調査を実施。</p>

※ 以降（P10～23）は本市が実施した空家等実態調査の内容であり、空家等の数や率については、独自に算出したものとなります。住宅・土地統計調査とは対象や算出方法が異なるため、数値等に差異があります。

■調査結果の概要

＜現地調査＞

調査対象 1, 979 件の現地調査を実施した結果、626 件の建物が空家等と推定されました。

＜空家等の推定＞

調査対象件数	空家等の推定件数
1, 979 件	626 件

※前回調査 調査対象件数：2, 180件 空家等の推定件数：566件

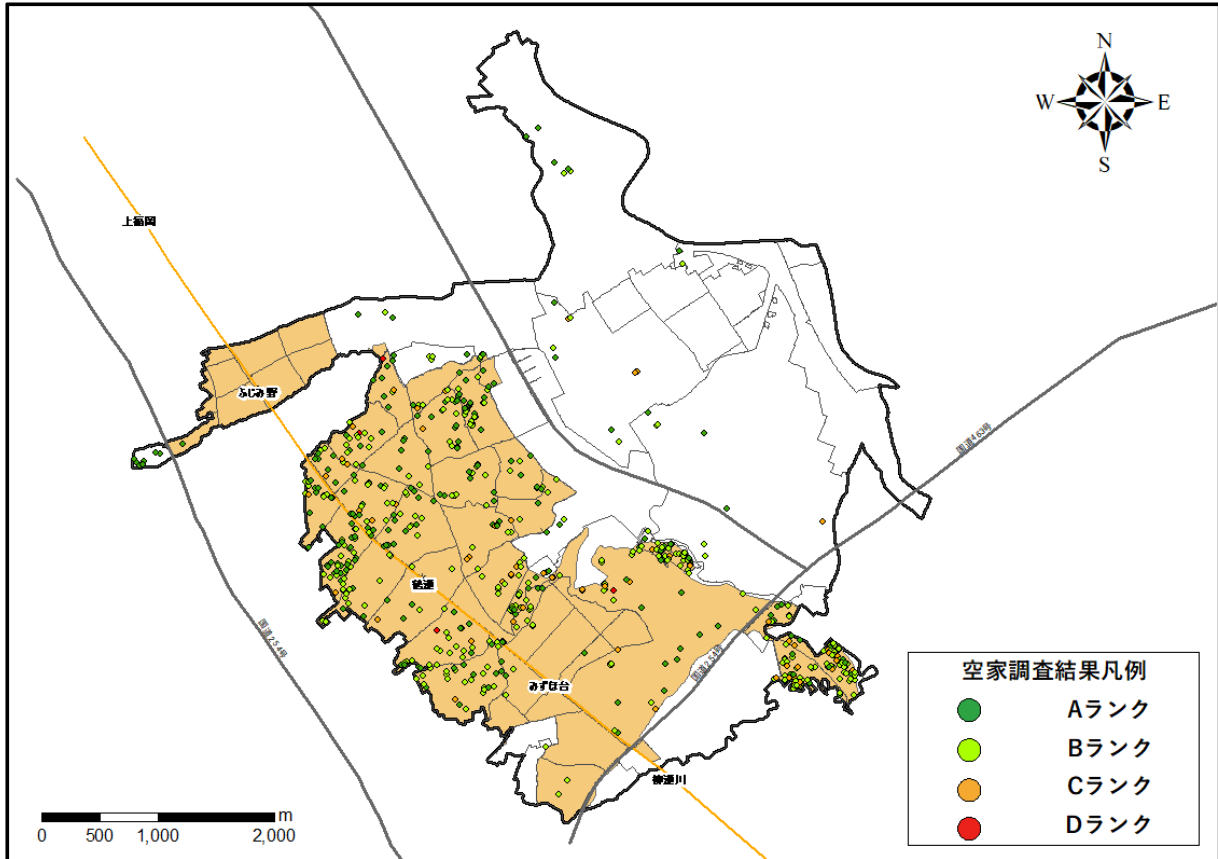
この626件について、建物や敷地の状態から現地調査票に基づく評価判定を行い、A～Dの4つのランクに分類したところ、Bランク判定が322件（51.44%）で最多となり、空家等と推定された建物の半数以上が当面の危険性が少ないとの結果となりました。一方で、Dランク判定となり、修繕や解体等の緊急性が高いと思われる建物も存在することが分かりました。

＜評価判定＞

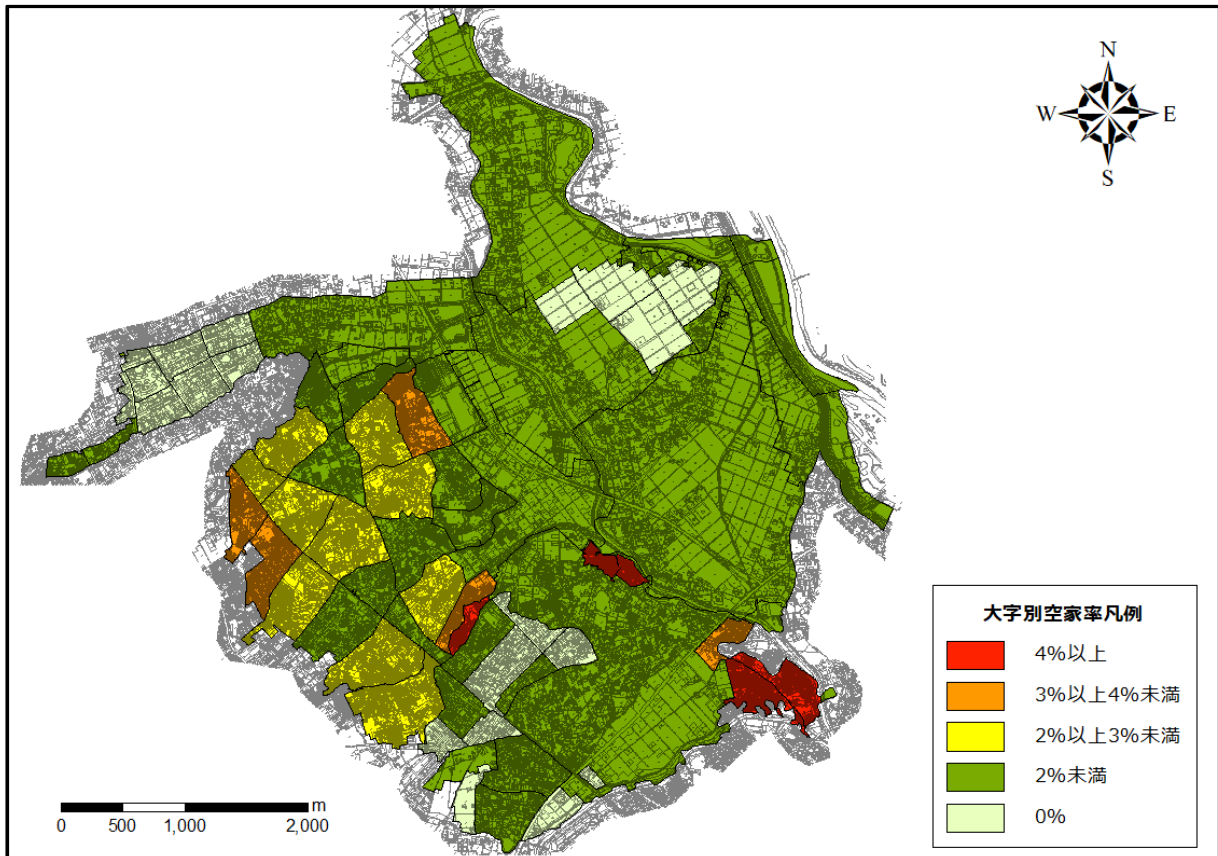
評価判定	判定内容	件数	割合
Aランク	小規模の修繕により再利用が可能	233	37.22%
Bランク	管理が行き届いていないが、当面の危険性は少ない	322	51.44%
Cランク	管理が行き届いておらず、損傷が激しい	67	10.70%
Dランク	倒壊の危険性があり、修繕や解体等の緊急性が高い	4	0.64%
計		626	100%

※前回調査 A：331件 B：193件 C：40件 D：2件

<分布図>



<分布図（大字別）>



現地調査の結果、市内の空家等（推定）は市街化区域を中心に分布しており、一部集中している地域はあるものの、おおむね市全域に点在していることが分かりました。

現地調査では、空家等と推定された建物を現地調査票に基づき空家等の調査項目ごとに調査し、建物の状況、敷地の状況、老朽度の状況等について調査を実施しました。

建物の状況では、基礎や扉、窓ガラス、建築設備など、様々な問題があり、特に外壁の汚れや雨樋の腐食などの排水設備の問題が多いことが分かりました。

敷地の状況では、樹木・雑草の繁茂が最多となり、次いでゴミの放置という結果となりました。

老朽度の状況としては、屋根の老朽化が最も多く見られ、次いで外壁、窓・バルコニーと続いており、建物全体が傾いている建物もあることが分かりました。

<建物の状況>

状況	件数	割合
基礎の不同沈下	1	0.16%
基礎のひび割れ・変形	97	15.50%
外壁の汚れ	175	27.96%
扉の開放	23	3.67%
窓ガラスの破損	17	2.72%
建築設備の破損・腐食	45	7.19%
排水設備の破損・腐食	94	15.02%

<敷地の状況>

状況	件数	割合
門扉の破損	43	6.87%
擁壁のひび割れ等	121	19.33%
樹木・雑草の繁茂	278	44.41%
ゴミの放置等	126	20.13%
動物の巣や糞尿	8	1.28%
悪臭あり	1	0.16%
未接道・接道 2m未満	40	6.39%

老朽度の状況＞

状況	件数	割合
外壁の破損	189	30.19%
屋根の剥がれ等	190	30.35%
窓・バルコニーの破損	105	16.77%
建物全体の傾き	2	0.32%

＜所有者等意向調査＞

現地調査の結果、空家等と推定された626件について、固定資産税の課税情報から所有者等を特定し、意向調査を実施したところ、回答率は、約38.7%となりました。

種別	件数・率
送付数	626件
回答数	242件
宛先不明返還	25件
回答率	38.7%

＜判定ランク別回答率＞

判定	送付数	回答数	回答率
Aランク	233件	135件	57.9%
Bランク	322件	94件	29.2%
Cランク	67件	12件	17.9%
Dランク	4件	1件	25.0%



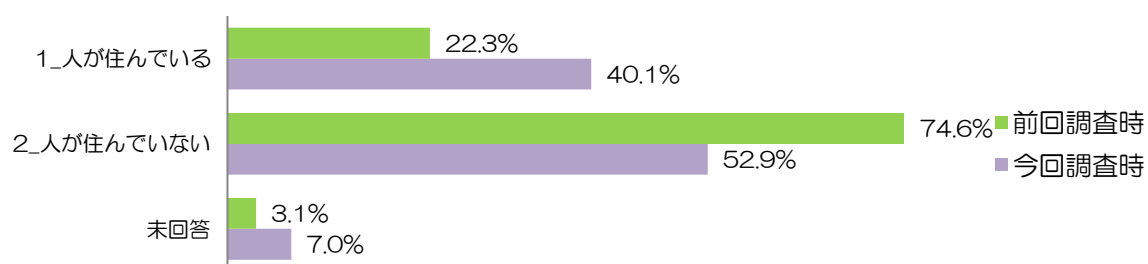
<回答の集計>

回答が得られた**242**件のアンケート調査票について集計を行ったところ以下のとおりとなりました。

「居住の有無」

問1：この住宅に人は住んでいますか。【N=242】

「人が住んでいる」が**40.1%**で、「人が住んでいない」が**52.9%**となりました。回答数の**40%**は居住しているという結果となりました。

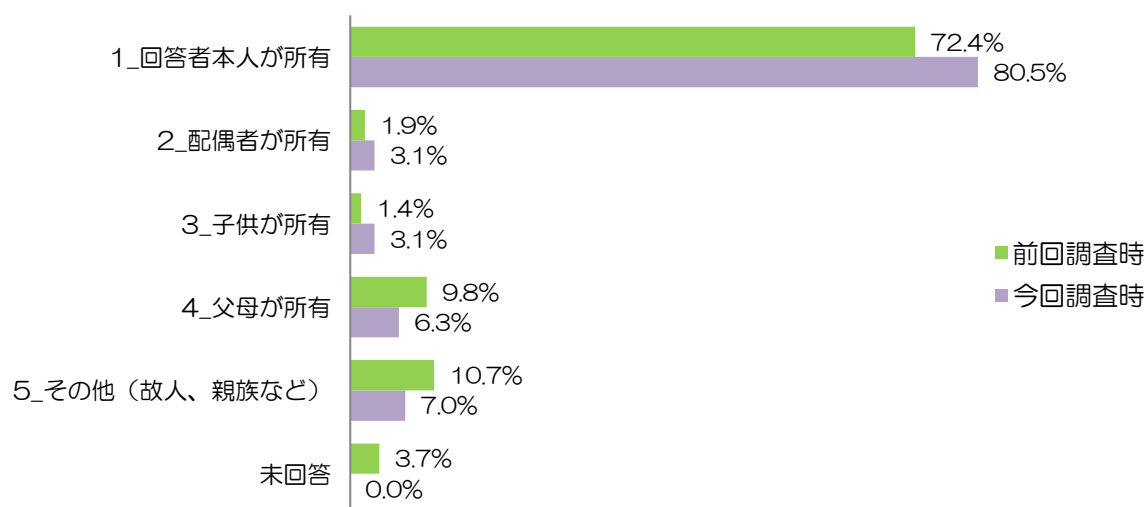


※ 本設問で「人が住んでいる」と回答した回答者及び未回答者は、以降の設問から集計対象外

「住宅の所有者」

問2：この住宅はどなたが所有していますか。【N=128】

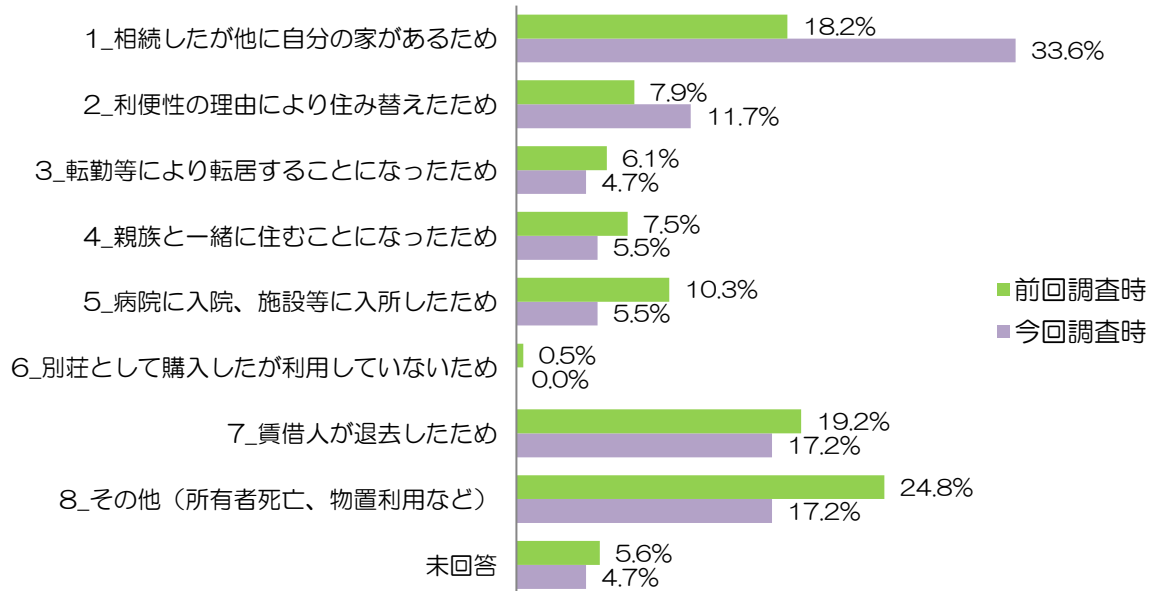
「本人」が**80.5%**で最多となり、次いで「その他」が**7.0%**となっており、「その他」では**配偶者との共有**といった回答がありました。



「利用しなくなった経緯」

問3：この住宅を利用しなくなったのはどのような経緯からですか。【N=128】

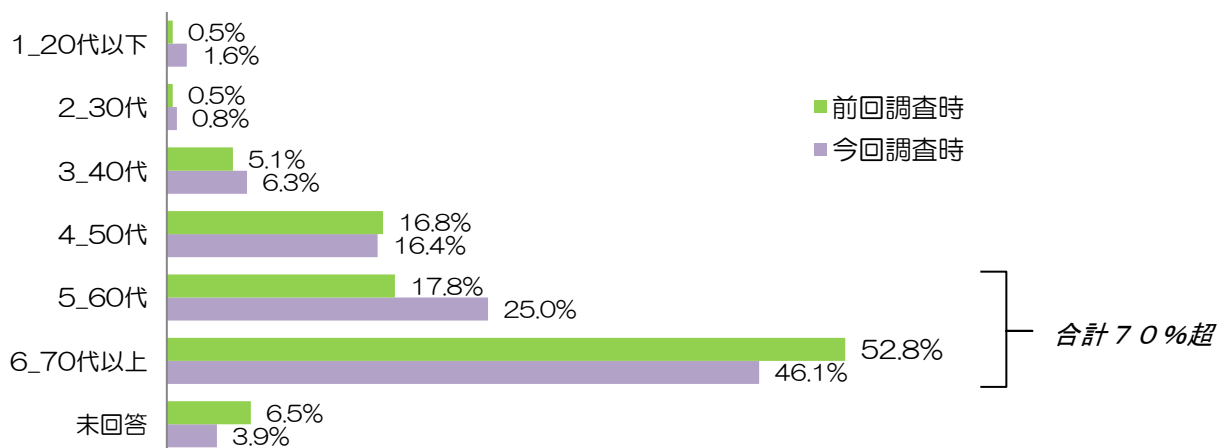
「相続したが他に自分の家があるため」が33.6%で最多となり、次いで「賃借人が退去したため」が17.2%となっています。「その他」では、“所有者が死亡したため”、“物置として使用するため”といった回答がありました。



「所有者の年齢」

問4：所有者の年齢はおいくつですか。【N=128】

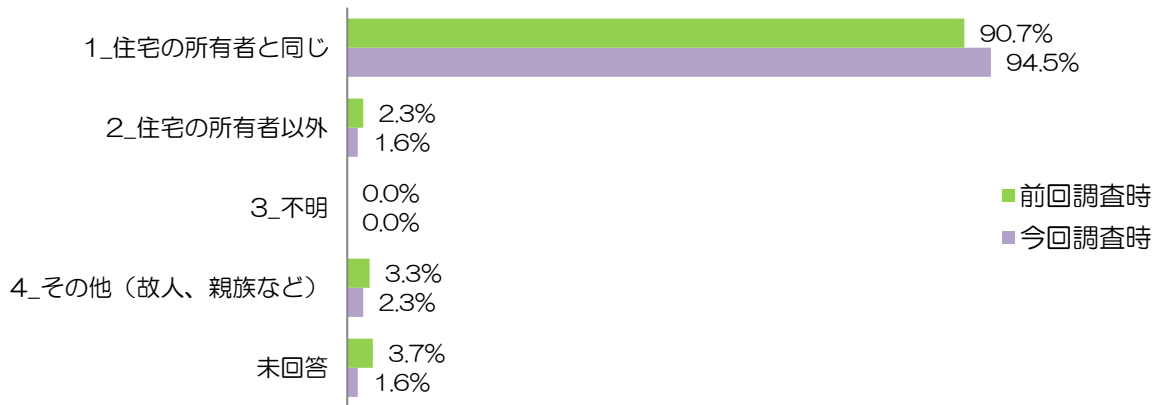
「70代以上」が46.1%で最も多く約半数となり、「60代」を含めると70%を超えています。



「土地の所有者」

問5：この住宅のある土地の所有者はどなたですか。【N=128】

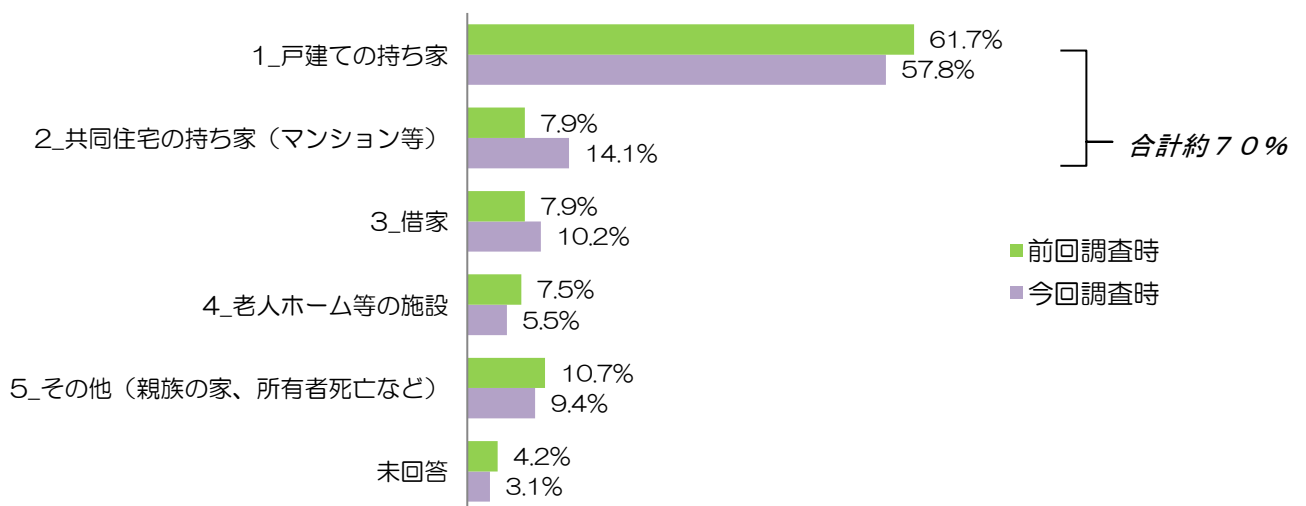
「住宅の所有者と同じ」が90%を超えています。また、「住宅の所有者以外」も1.6%あり、「その他」では、“親”、“**姉妹で共有**”といった回答がありました。



「所有者の住まい」

問6：住宅の所有者のお住まいはどれですか。【N=128】

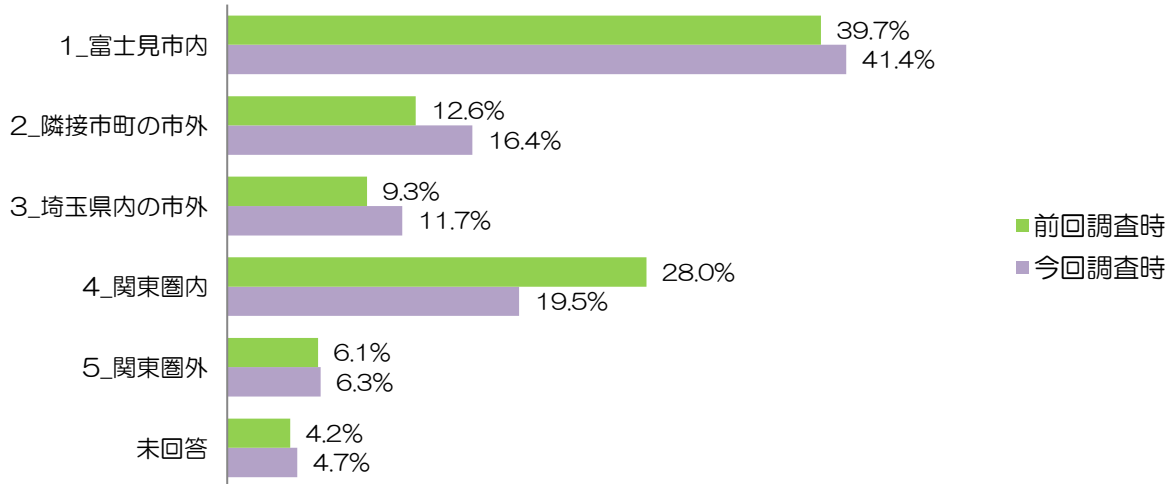
「戸建ての持ち家」が57.8%で最多となり、「共同住宅の持ち家(マンション等)」と合わせると約70%を占める結果となりました。「その他」では、“**子と同居**”、“**親戚の家**”といった回答がありました。



「所有者の居住地」

問7：所有者のお住まいはどちらですか。【N=128】

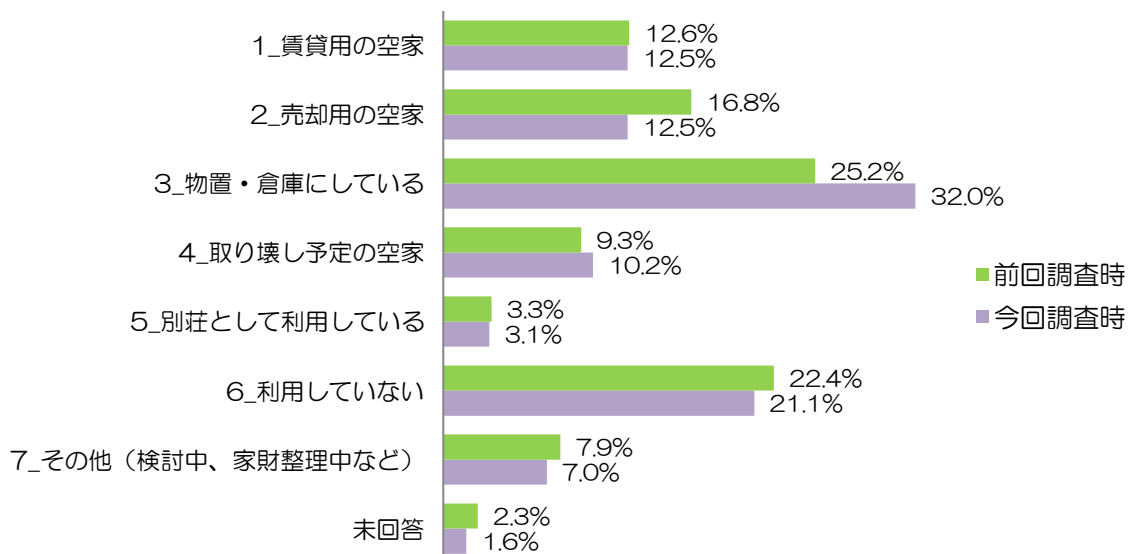
「富士見市内」が**41.4%**で最多となりましたが、県外全てを合わせると**約26%**となり、
県外の**約76%**が「関東圏内」となっています。



「住宅（空家等）の種別」

問8：この住宅の現在の状況は、次のうちどれにあたりますか。【N=128】

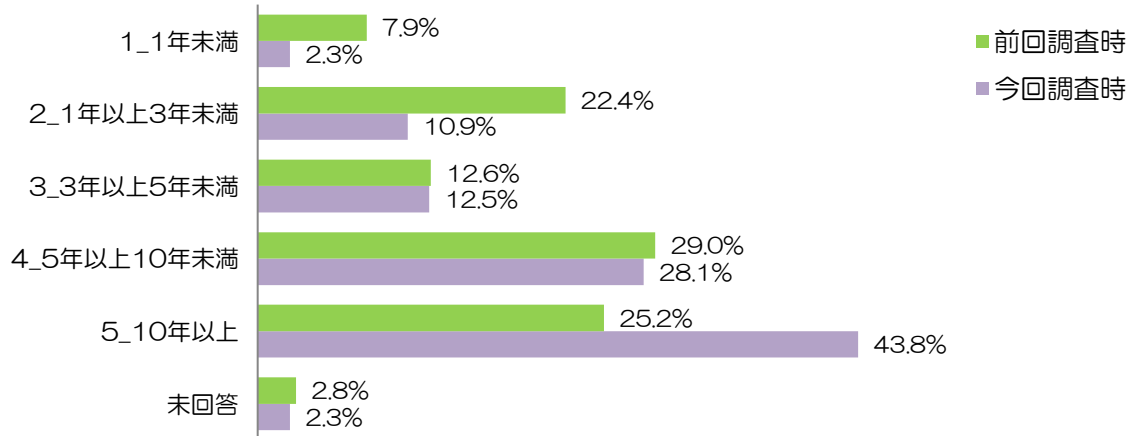
「物置・倉庫にしている」が**32%**で最多となり、次いで「利用していない」が**21.1%**とな
っていますが、全体的に回答が分かれる結果となりました。



「住まなくなってからの期間」

問9：この住宅に人が住まなくなってから、おおよそどのくらい経ちますか。【N=128】

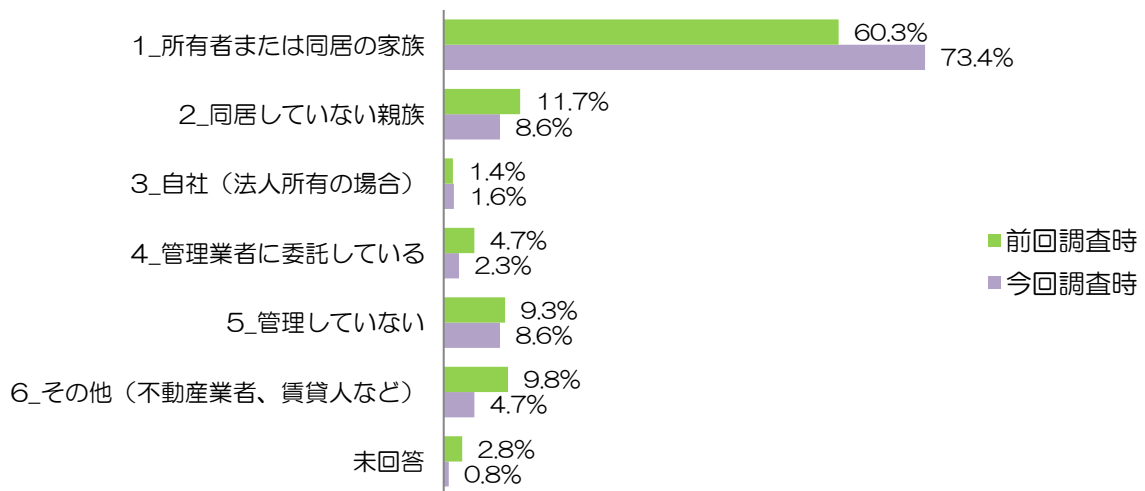
「10年以上」が43.8%で最多となり、次いで「5年以上10年未満」が28.1%となっています。住まなくなってから5年以上経過しているものが約70%を超えています。



「管理している人」

問10：この住宅は主に誰が管理をしていますか。【N=128】

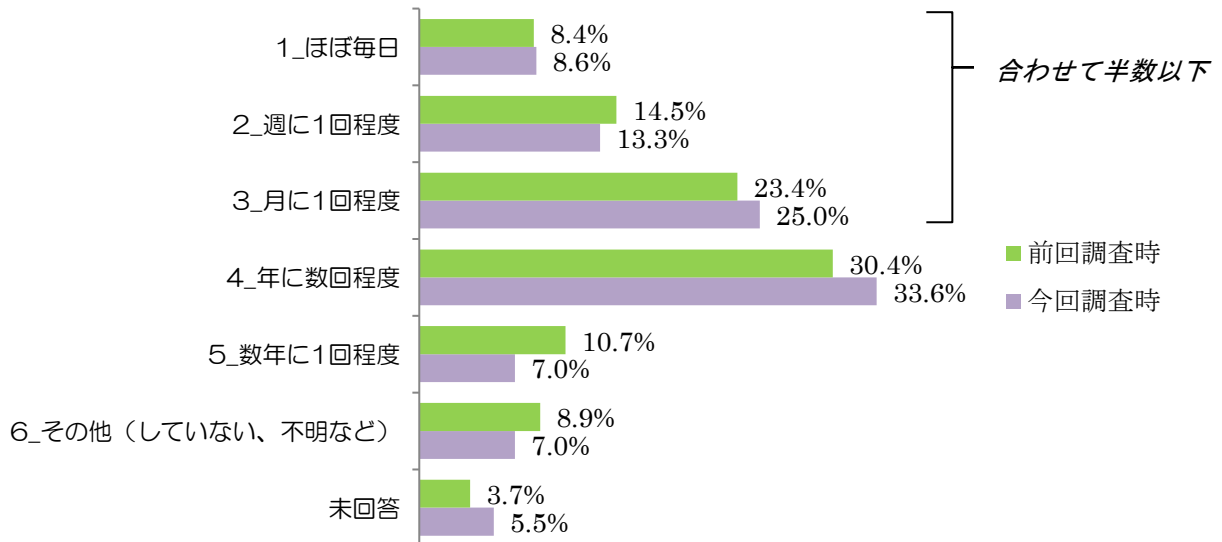
「所有者または同居の家族」が73.4%を占めており、「同居していない親族」を加えると80%を超える結果となりました。「その他」では、“不動産業者”、“賃貸人”といった回答がありました。



「管理頻度」

問 1 1 : 管理の頻度はどのくらいですか。【N=128】

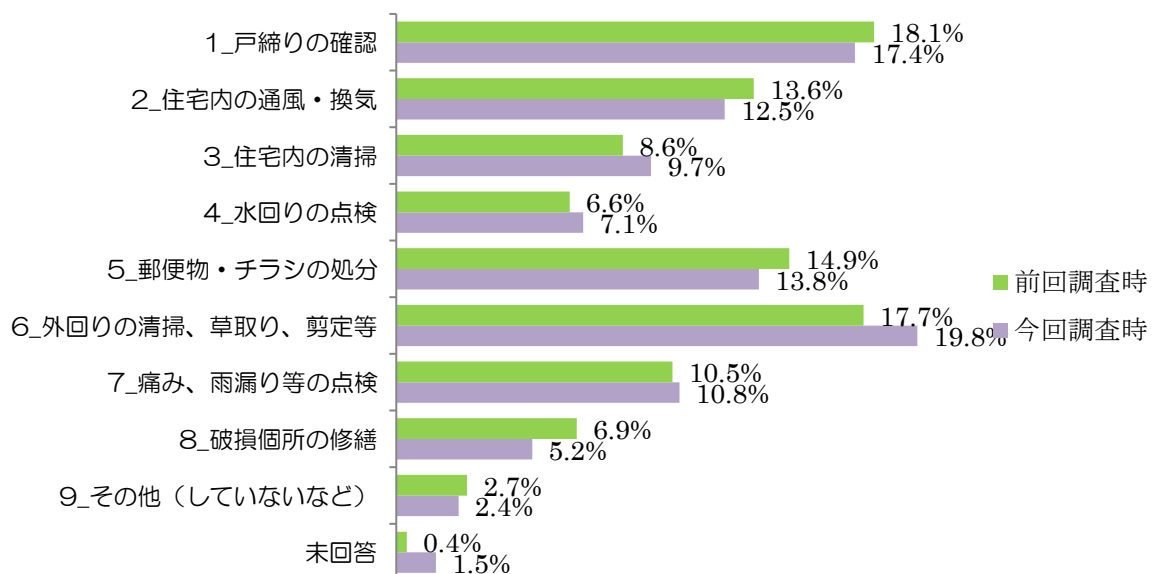
「年に数回程度」が **33.6%** で最多となり、管理の頻度が「月に1回程度」以上の回答は約 47% で半数以下となっています。「その他」では、“**していない**”、“**分からない**” といった回答がありました。



「管理内容」

問 1 2 : どのような管理をしていますか。【N=128・複数回答】

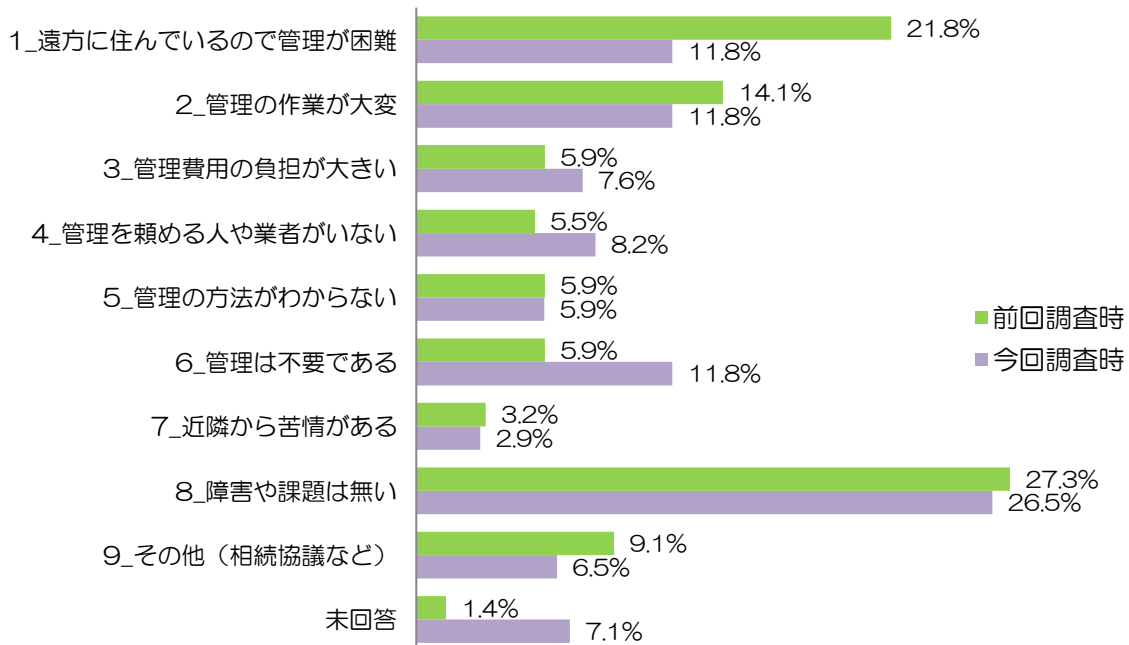
「**外回りの清掃、草取り、剪定等**」が 19.8% と最多となり、次いで「**戸締りの確認**」が 17.4% となり、全体的に回答が分かれる結果となりました。



「管理の障害・課題」

問13：管理をする上での障害や課題等がありますか。【N=128・複数回答】

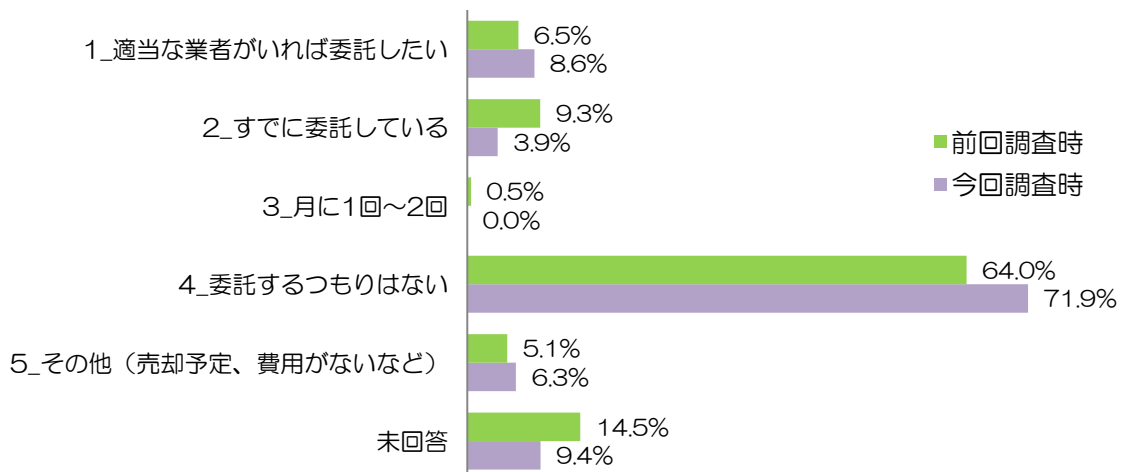
「障害や課題はない」が26.5%で最多となった一方で、「遠方に住んでいるので管理が困難」、「管理の作業が大変」が共に11.8%、「その他」では、“**相続協議**”といった回答がありました。



「管理委託の希望」

問14：管理を専門業者に委託する希望はありますか。【N=128】

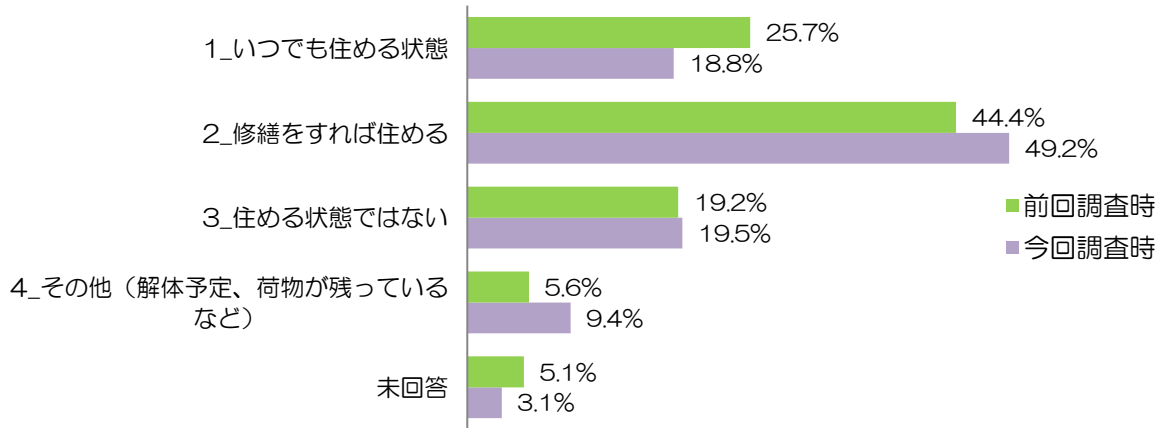
「委託するつもりはない」が71.9%を占めた一方で、「**適当な業者がいれば委託したい**」が8.6%で2番目（未回答を除く）となりました。「その他」では、“**売却予定**”、“**費用がない**”といった回答がありました。



「住宅の状況」

問15：この住宅は現在どのような状況ですか。【N=128】

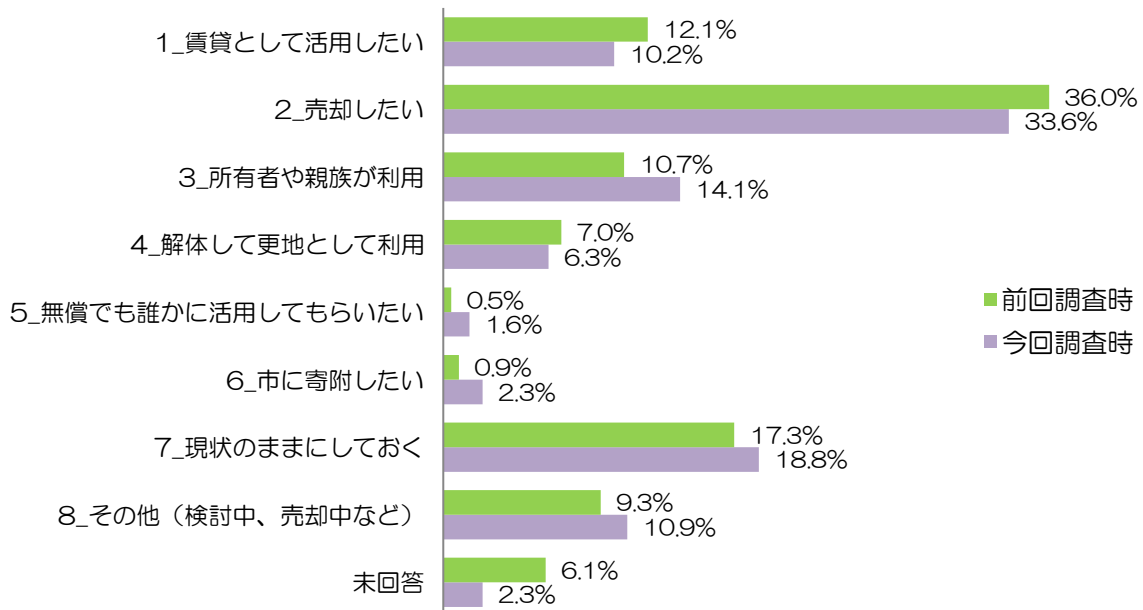
「修繕をすれば住める」が49.2%で最多となっています。一方で18.8%近くが「住める状態ではない」との回答となりました。



「今後の利用」

問16：今後、この住宅をどのように利用したいですか。【N=128】

「売却したい」が33.6%を占めて最多となり、次いで「現状のままにしておく」が18.8%となりました。また、回答数は少ないものの「無償でも誰かに活用してもらいたい」や「市に寄附したい」の回答もありました。「その他」では、「検討中」、「売却中」といった回答がありました。

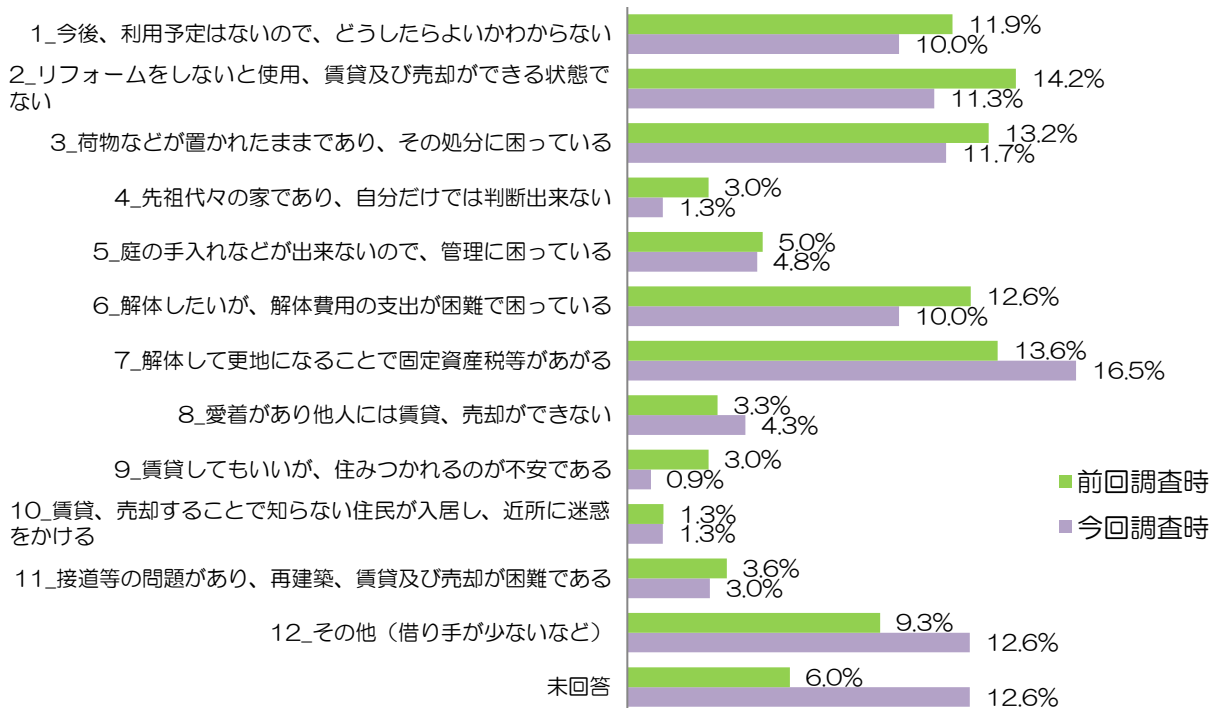


「今後の利用についての心配事等」

問17：空家の今後の利用について、困っていることや心配事はありますか。

【N=128・複数回答】

「解体して更地になることで固定資産税等があがる」を16.5%で最多となり、次いで「荷物などが置かれたままであり、その処分に困っている」は11.7%となっています。

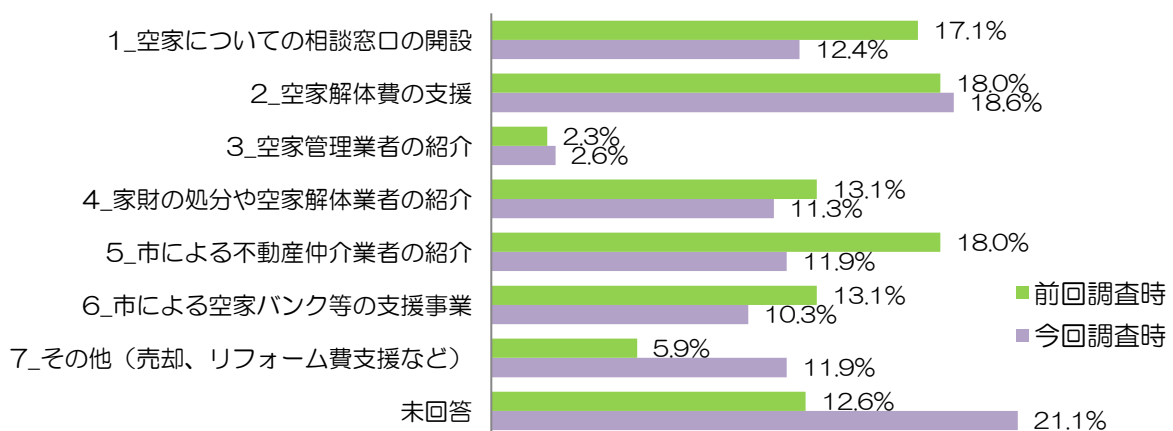


「市への期待や支援・要望」

問18：空家を活用する上で市に期待する支援、また要望はありますか。

【N=128・複数回答】

「空家解体費の支援」が18.6%で最多となり、次いで「空家についての相談窓口の開設」は12.4%となっています。



3 第1期計画の評価と取組

(1)第1期計画の評価

この計画に関する取組について、「富士見市空家等対策協議会」及び「富士見市空家等対策庁内検討委員会」で実施し、次のとおりまとめました。

基本理念 ・市民の生活環境の保全・安全で安心なまっづくりの推進
【全体評価】 3：概ね順調

基本方針 I 発生抑制 の評価 「3」：概ね順調

「利活用相談に向けた連携強化」に関して、不動産関係2団体と協定を締結し、ワンストップ利活用相談を令和元年度から開始し、空家の解体や売却につなげることができた。また、管理不全な状態の空家を発生させないために、シルバー人材センターと協定を結び、空家管理サービス（空家の見回り・樹木の剪定・除草など）への取次体制を整えることができたことなどから、概ね順調と評価した。

基本方針 II 流通利活用 の評価 「3」：概ね順調

令和元年度に空家利活用補助金、令和3年度に空家移住定住促進補助金を創設するなど支援体制を整えることができたことから、概ね順調と評価した。

しかし、補助制度の利用実績がなく、市内への移住・定住や地域コミュニティの活性化等の利活用につなげることができなかったことが課題である。

基本方針 III 適正管理 の評価 「3」：概ね順調

令和元年度に空家控除補助金を創設し支援体積整えた他、適正管理を促す通知文書の送付、積極的な訪問などを通して、空家の状態の改善や解体につなげることができたことから、概ね順調と評価した。

評価方法

【基本理念（全体）及び基本方針の評価】

※ポイントの算出方法＝取組の合計点／3点（A評価）×取組数

5：大きく進展している（86%以上、100%）

4：順調である（73%以上、86%未満）

3：概ね順調である（60%以上、73%未満）

2：多少遅れがでている（46%以上、60%未満）

1：大幅に遅れがでている（33%以上、46%未満）

【基本施策の評価】

A＝3点：施策の実施により着実に成果が出ている。

B＝2点：大きな課題もなく計画的に施策が実施されている。

C＝1点：課題が多く（大きく）、あまり成果が見られない。

基本方針 I. 発生抑制 【評価】 3：概ね順調

基本方針	<p>空家等に関する様々な課題や建物の適正管理について市民等へ周知・啓発を行うなど、建物の次の世代への円滑な継承を促進することで、空家等の発生抑制を図ります。</p> <p>効果的な空家等対策を実施するため、市内の空家等の実態を把握し、データベースを整備・管理します。</p>
-------------	--

基本施策 相談体制の充実

取組施策	空家総合窓口の設置
担当	建築指導課
取組	平成 30 年 4 月に建築指導課に空家総合窓口を設置し、空家に関する相談を一元的に受け付けており、庁内連携の総合調整役も担っている。
成果	空家総合窓口の設置により、情報の集約化や庁内調整等がしやすくなった。 【苦情相談実績】 H30 年度 91 件、R1 年度 52 件、R2 年度 52 件、R3 年度 64 件 【所有者等からの相談実績】 H30 年度 7 件、R1 年度 22 件、R2 年度 19 件、R3 年度 23 件
課題	苦情相談と比較して、空家の所有者等からの積極的な管理や解体、売却等に関する相談が少ないため、所有者への継続的な周知が必要。
評価	B

取組施策	相続関係の課題解決に向けた連携強化
担当	建築指導課
取組	空家に係る相続関係の課題解決のため、法務関係団体との連携のため協定の締結を検討したが、ワンストップ利活用相談に相続関係等の問題も包括させることで対応することとした。
成果	ワンストップ利活用相談の中で、相続相談も受けることができるため、相続の相談から手続き、売却までスムーズにつなげることができるようになった。
課題	所有者等が空家の売却等を希望しておらず、相続問題の解決のみを希望している場合など、ワンストップ利活用相談の対象として適当でないケースも想定され、このような場合の受け皿がない。
評価	B

取組施策	空家バンク運営・空家等の利活用相談に向けた連携強化
担当	建築指導課
取組	令和元年度に不動産関係2団体と協定を締結し、空家バンク・ワンストップ利活用相談の実施のための連携体制を構築した。
成果	ワンストップ利活用相談では、相続等の課題をワンストップで対応することが可能であるため、所有者等の反応も良好であり、空家の解体や売却につながったものも出てきている。 【ワンストップ利活用相談実績】R1年度17件、R2年度15件、R3年度19件
課題	令和元年度設置の空家バンクの登録件数は0件であるが、これは当市においては、近隣自治体に先駆け、ワンストップ利活用相談でその役割を担えているためである。不動産団体との事業連携し空家になる予定のものに対してアプローチできている。
評価	A

取組施策	空家の管理事業者あっせんにに向けた連携強化
担当	建築指導課
取組	令和2年3月にシルバー人材センターと協定を締結し、空家の管理を希望する所有者に対して管理サービスの斡旋できる体制とした。
成果	空家の管理委託を希望する所有者等に対して空家管理サービスをあっせんし、シルバー人材センターへの取次ぎを行った。 【空家管理サービスの取次実績】R2年度2件、R3年度4件
課題	空家管理サービスの取次実績が少なく、所有者等への周知が不十分であると考えられる。
評価	B

基本施策 発生抑制に向けた周知啓発

取組施策	建物所有者向け周知啓発
担当	建築指導課・税務課
取組	空家の発生を抑制すること等を目的に令和2年度から固定資産税等の納税通知書に空家に関する施策等を掲載したチラシを封入し、建物所有者に周知した。
成果	納税通知書に封入したチラシを見たという所有者等から問合せや空家の関連施策に関する問合せ等が増加傾向にあるなど、周知に一定の効果があつた。
課題	チラシによる一定の効果はあるものの季節的な問合せになってしまっている。
評価	B

取組施策	市民・地域向け周知啓発
担当	建築指導課
取組	各年度当初に施策に関する情報を広報誌に掲載した。作成したハンドブックや施策に関するチラシについて、富士見市町会長連合会に周知や配布を行った。地域の勉強会に参加し、地域の状況や市の取組等の紹介を行った。
成果	補助制度等の施策の周知につながり、詳細に関する問合せ等につながっている。
課題	積極的な出前講座の実施など、市民を対象とした直接的な周知啓発により空家問題への理解を促すことで、空家の発生抑制等につなげていく必要がある。
評価	B

取組施策	所有者等向け周知啓発
担当	建築指導課
取組	相談時におけるハンドブック等を活用した啓発をはじめ、市の支援施策の周知のため、施策に関する各種チラシを所有者に郵送した。
成果	所有者等に対して管理意識の醸成や空家問題の解決方策について周知・啓発することができた。各種チラシの郵送により、所有者等からの問合せ等が増えたことから、支援施策の利用の検討につながった。
課題	効果的な周知啓発のためには、市が保有している情報の有効活用や所有者等の意向把握が求められる。
評価	B

取組施策	高齢者向け周知啓発
担当	福祉政策課・高齢者福祉課
取組	空家対策の周知と利活用希望者を建築指導課へ取次を行った。
成果	空家の高齢者サロンへの活用希望はあったが、所有者との調整がつかず利活用補助金の活用には至らなかった。
課題	所有者と利活用希望者の認識の相違があることから。両者への周知が求められる。
評価	B

取組施策	相続人向け周知啓発
担当	建築指導課
取組	空家の譲渡所得の3,000万円特別控除について、ホームページやチラシで周知した。死亡届の提出時に市役所で行う手続一覧の中に、家の管理・処分等について説明する機会を設け、相続人に対して家の管理・処分等の必要性を説明している。
成果	死亡届提出時の案内については直接、相続人に対して空家の管理や処分について依頼することができるため、管理不全な状態の空家の予防が期待でき、除却補助金を利用した空家の解体につながった事例もある。 【被相続人居住用家屋等確認書の交付実績（戸数）】 H30年度1件、R1年度5件、R2年度6件、R3年度24件
課題	不動産の相続登記に関する法令改正が予定されていることから、国の動向も踏まえ、新たな取組に関する情報収集や関係各所と連携することが求められる。
評価	A

基本施策 空家等の実態把握・データベース管理

取組施策	空家等実態調査（全市）
担当	建築指導課
取組	苦情相談等から得た情報を基に、平成 29 年度実施の実態調査を反映したデータベースを適宜更新した。次期計画に向けた実態調査の必要性について検討した。
成果	苦情相談や所有者等からの相談、他の業務における市内巡回等による情報を基に、現地調査や所有者調査を行った。
課題	効果的かつ効率的な空家対策を実施するためには、市の空家の実態把握が必要となるため、必要な情報の取得や保有情報の適切な更新等が求められる。
評価	B

取組施策	空家等調査（戸別）
担当	建築指導課・協働推進課・環境課
取組	苦情相談等に基づき、状況に応じて現地調査や居住実態調査、固定資産税の課税情報や住民票、戸籍、登記情報等の所有者調査を行った。
成果	苦情相談等に基づく現地調査のほか、要観察空家については台風通過後の状態確認や定期的な現地調査を行うことで、状態把握を行うことができた。所有者不明空家など、特殊なケースを除き、所有者を特定することができた。
課題	空家の中には所有者調査に難航する場合があるため、状況別の調査方法等を整理する必要がある。
評価	B

取組施策	把握した空家等の情報提供・共有
担当	建築指導課・福祉政策課・高齢者福祉課
取組	福祉部局で支援をしていた高齢者の死亡等により空家になった場合に情報提供してもらうなど、内部の情報共有を行った。
成果	内部の情報共有により、早期対応、早期解決につながった。
課題	情報共有をすべきケースを組織的に明確にする必要がある。
評価	B

取組施策	市民に対する空家等の情報提供の呼びかけ
担当	建築指導課
取組	空家総合窓口において苦情相談等を受け付けている旨を広報富士見やホームページ、市民便利帳等により周知を図った。状況により、空家の近隣住民に対して空家の状況に変化があった際の情報提供を依頼した。
成果	近隣住民からの連絡により、要観察空家の状態悪化等を把握することができた。苦情相談等により、把握していなかった空家の発見、適正管理の促進等につながった。
課題	管理不全な状態の空家や状態の悪化等を把握するきっかけとなる苦情相談の件数がH30年度から減少しているため、苦情相談があることの周知が必要である。
評価	B

取組施策	空家等データベース整備・管理
担当	建築指導課・協働推進課・環境課
取組	建築指導課、協働推進課、環境課に導入している空家管理システムの情報に相談情報や対応状況、調査結果等を反映させ、情報の一元化や共有を図った。
成果	相談情報や現地調査、所有者調査の結果、対応状況をシステムに反映させることで、関係課で情報を共有することができた。
課題	相談状況や対応状況の活用に差がある。
評価	B

基本方針Ⅱ．流通・利活用 【評価】3：概ね順調

基本方針	<p>関係団体等と連携した空家バンク制度等により空家等及びその跡地の不動産市場への流通促進を図るとともに、空家等の改修支援を通して既存建物の再生を推進します。</p> <p>まちづくりやコミュニティ活動を進める上での地域資源として、空家等及びその跡地の利活用を促進・推進していきます。</p>
-------------	--

基本施策 不動産市場への流通促進

取組概要	富士見市空家バンクの設置
担当	建築指導課
取組	令和元年度に不動産関係2団体と協定を締結し、富士見市空家バンクを設置した。
成果	近隣自治体と比較して早く、設置することができた。
課題	登録件数がない状態である。民間市場による空家の流通が機能しているのか、所有者にとって、空家バンクに登録するメリットを感じにくい状況になっている。市民への周知が必要である。
評価	B

取組施策	全国版空家バンクへの参加
担当	建築指導課
取組	令和元年度に不動産関係2団体と協定を締結し、富士見市空家バンクを設置するとともに、全国版空家バンクに参加した。
成果	近隣自治体と比較して早く、設置することができた。
課題	登録件数がない状態である。民間市場による空家の流通が機能しているのか、所有者にとって、空家バンクに登録するメリットを感じにくい状況になっている。市民への周知が必要である。
評価	B

取組施策	＜再掲＞空家バンク運営・空家等の利活用相談に向けた連携強化
担当	建築指導課
取組	不動産関係2団体と協定を締結し、空家バンク・ワンストップ利活用相談の実施のための連携体制を構築した。
成果	ワンストップ利活用相談では、相続等の課題をワンストップで対応することが可能であるため、所有者等の反応も良好であり、空家の解体や売却につながったものも出てきている。 【ワンストップ利活用相談実績】R1年度17件、R2年度15件、R3年度19件
課題	空家バンクは令和元年度に設置し、登録件数は0件であるが、これは当市においては、ワンストップ利活用相談でその役割を担えているためである。流通困難な狭小地や相続等の原因により長期化している案件があるが、解体・売却等の一定の成果は見られている。制度充実のため、更なる周知が必要である。
評価	A

基本施策 空家等の改修促進・支援

取組施策	空家等の改修促進・支援
担当	建築指導課
取組	令和3年度に空家移住定住促進補助金を創設した。空家の改修を促進するとともに、市内への移住・定住の促進を図るため、補助制度創設に向けて検討を進めた。
成果	県内において早い段階で空家移住定住促進補助金を創設することができた。
課題	補助金の活用に至っていないため、移住・定住の促進を図るためには、空家の購入を検討している人に対して、積極的に補助制度を周知する必要がある。
評価	B

※関連施策として、「住宅のリフォーム支援」、「空き店舗出店支援」、
を掲げているが、いずれも補助制度で空家等のみが対象の施策でない
ため評価対象外とした。

基本施策 利活用に向けたマッチング

取組施策	地域貢献型の空家の利活用事業の支援
担当	建築指導課
取組	令和元年度に空家利活用補助金を創設し、空家を活用した地域コミュニティの活性化等に資する事業に対して支援できる体制を整えた。
成果	空家を利活用した事業に関する相談はあったが、空家利活用補助金の交付実績がなかった。 【空家利活用補助金交付実績】R1 年度 0 件、R2 年度 0 件、R3 年度 0 件
課題	一定の家賃収入を望む空家の所有者と財政的に余裕のない利用希望者のマッチングについて NPO の活用などの工夫が必要である。
評価	C

取組施策	住み替え支援の促進
担当	建築指導課
取組	J T I（一般社団法人移住・住みかえ支援機構）が実施している「マイホーム借上げ制度」について、ホームページや固定資産税の納税通知書に同封したチラシに掲載し、周知を図った。
成果	マイホーム借上げ制度に関する問合せや相談の実績はなかった。
課題	問合せ自体がないことから、ターゲットを明確にした上でのアプローチを検討するなど、周知方法を見直す必要がある。
評価	B

基本施策 空家等及びその跡地の利活用

取組施策	利活用事業の土台づくり
担当	建築指導課
取組	建築指導課において空家情報をデータベース化し一元管理していること、空家を利活用した事業に関する相談を受けることを全庁的に周知した。
成果	定期的に他課から空家か否かの確認依頼や空家に関する情報提供があるなど、建築指導課で空家情報を保有していることが認識されている状態となった。
課題	各担当課による空家を活用した事業の実施に向けて、積極的に空家を活用した事例の紹介を行うなど、気運を高める必要がある。
評価	B

取組施策	利活用事業の実施
担当	関係課
取組	特になし
成果	特になし
課題	各担当課による空家を活用した事業の実施に向けて、積極的に空家を活用した事例の紹介を行うなど、気運を高める必要がある。
評価	C

基本施策 空家等の寄附採納

取組施策	空家等の寄附採納制度
担当	富士見市空家等対策庁内検討委員会 富士見市空家等対策協議会
取組	富士見市空家等対策庁内検討委員会において、空家の寄附受入れの目的や基準等について協議し、委員等からの意見を基に制度の検討を行った。
成果	富士見市空家等対策庁内検討委員会における協議等を通して寄附採納制度の課題を確認することができた。
課題	令和5年4月27日から相続土地国庫帰属制度が開始されるので、市の財政的負担を抑えた制度を検討する必要がある。
評価	B

基本方針 Ⅲ. 適正管理 【評価】 3：概ね順調

基本方針	<p>空家等の所有者等に空家等の現況等を伝えるとともに、所有者等による空家等の適正管理を促します。また、除却費用に対する助成など、空家等の所有者等への支援を通じて管理不全な状態の空家等の改善・解消を図ります。</p> <p>特定空家等に対しては、法に基づく必要な措置を講じるとともに、特定空家等を生み出さないための対策を講じます。</p>
------	---

基本施策

管理不全な状態の空家等の適正管理の促進

取組	管理不全な状態の空家等の適正管理対策
担当	建築指導課・協働推進課・環境課
取組	現地調査や所有者調査、所有者等へによる適正管理を促す通知文書の送付に加え、緊急性が高いと思われる空家については積極的に所有者等を訪問するなどして状況の改善を促した。
成果	<p>通知文書の送付や積極的な所有者等への訪問により、空家の状態の改善や解体につながった。</p> <p>【適正管理通知等の件数】 H30 年度 73 件、R1 年度 50 件、R2 年度 62 件、R3 年度 66 件</p> <p>【所有者等訪問の戸数】 H30 年度 5 件、R1 年度 21 件、R2 年度 0 件、R3 年度 0 件</p> <p>【改善件数】 H30 年度 21 件、R1 年度 10 件、R2 年度 15 件、R3 年度 6 件</p> <p>【根本解決件数】 H30 年度 24 件、R1 年度 41 件、R2 年度 22 件、R3 年度 30 件</p>
課題	金銭的な問題や相続の問題等で所有者等による早期の改善・解決が見込めない空家がある。所有者の所在が不明、相続人不存在等により空家を管理すべき者がいないケースがある。
評価	B

取組施策	＜再掲＞空家の管理事業者あっせんに向けた連携強化
担当	建築指導課
取組	令和2年3月にシルバー人材センターと協定を締結し、空家の管理を希望する所有者に対して管理サービスのあっせんできる体制とした。
成果	空家の管理委託を希望する所有者等に対して空家管理サービスを斡旋し、シルバー人材センターへの取次ぎを行った。 【空家管理サービスの取次実績】R2年度2件、R3年度4件
課題	取次実績が徐々に増えているので、今後も継続的な周知を行う。
評価	B

基本施策 空家等の除却促進・支援

取組施策	空家等の除却促進・支援
担当	建築指導課
取組	令和元年度に空家除却補助金を創設し、除却費用を支援することで空家の除却を促進した。また、適正管理を促す通知文書へのチラシの同封など、空家の所有者等に対して積極的に補助制度について周知した。
取組による成果	所有者等の関心も高く、補助制度に関する問合せも多い。所有者等の訪問やワンストップ利活用相談がきっかけとなって、補助制度の利用に至ったケースもあり、補助制度が除却の促進につながっている。 【空家除却補助金交付実績】R1年度8件、R2年度8件、R3年度5件
課題	補助金の活用がされているが、本来のターゲットである状態の悪い空家の申請件数を増やすために、更に周知を図る必要がある。
評価	B

基本施策 特定空家等に対する措置

※取組施策として、「立入調査」、「指導・助言」、「勧告」、「命令」、「代執行」を掲げているが、特定空家等に認定した空家がないため、評価対象外とした。

空家等対策補助制度一覧

補助制度	概 要
① 空家除却補助金 (R1 年度～)	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された 1 年以上居住等していない空家を除却（解体）する場合、除却工事費の 1/3（最大 30 万円）を補助する。
② 空家除却に係る固定資産税等相当額補助金 (R3 年度～)	空家除却補助金を使用して除却した跡地を更地のまま他の用途で使用していない場合、固定資産税等の増額相当（最長 2 年分）を補助する。
③ 空家移住定住促進補助金 (R3 年度～)	市外からの移住や市内転居による定住のため、空家を購入して改修工事を実施する場合、改修工事費の 1/3（最大 20 万円）を補助する。
④ 隣地統合促進補助金 (R2 年度～)	狭小地又は未接道地とその隣地を統合する場合、統合に係る費用（土地の買取費用や登記費用等）の一部を補助する。 ①50 m ² 未満の狭小地とその隣地の統合の場合：対象経費の 1/3（最大 30 万円） ②再建築不可の未接道地とその隣地の統合の場合：対象経費の 1/2（最大 50 万円）
⑤ 空家利活用補助金 (R1 年度～)	地域の活性化等に資する空家の利活用事業を実施する場合、空家の改修工事費の 2/3（最大 80 万円）を補助する。 例：子ども食堂、高齢者サロン、アートギャラリーなど

主な空家等対策施策一覧

施策	概 要
⑥ 空家のワンストップ 利活用相談 (R1年度～)	埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部 支部と全 日本不動産協会埼玉県本部 県央東支部と協定 を結び、空家の様々な問題に対する相談窓口を一 本化する事業。
⑦ 空家バンク (R1年度～)	空家の流通を促進するため、空家の所有者と空家 の利用希望者のマッチングを支援する制度。
⑧ シルバー人材センター (空家管理サービス取次) (R2年度～)	入間東部シルバー人材センターと協定を結び、空 家管理サービス（空家の見回り、草木の剪定等） を紹介する事業。
⑨ 啓発チラシの作成・ 配布 (R2年度～)	空家の発生抑制等を目的としたチラシを作成し、 周知啓発を行う事業。 ※固定資産税の納税通知書に同封。

4 本市の課題及び今後の施策展開に向けた視点

空家等対策実態調査を中心とした本市の現状や第1期計画の評価から、基本方針ごとに現状・問題点、解決の方向性を整理しました。これを第2期計画の施策に展開していきます。

基本方針	項目	現状・問題点	解決の方向性
一 発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談体制の充実 ■ 発生抑制に向けた周知啓発 ■ 空家等の実態把握・データベース管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情相談と比較して、空家の所有者等から管理や解体、売却等に関する相談が少ない。 ○ 空家管理サービスの取次実績が少ない。 ○ 空家等の所有者等は高齢者が多く、施設入居が空家等の発生要因の一つとなっている。 ○ 不動産の相続登記の義務化等、所有者不明土地の解消に向けた国の施策が施行される。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各種支援・相談等の取組に関する所有者、市民への継続的な周知と様々な内容に応じた体制等の充実が必要。 ◆ 積極的な出前講座の実施など、直接的な周知啓発により、問題に直面する前から、相続、処分をはじめとした空家問題への理解、管理意識を促すことが必要。 ◆ <u>所有者不明土地の解消に向けた国の施策による新たな取組に関する関係各所と連携、所有者、市民への周知が必要。</u>
二 流通・利活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不動産市場への流通促進 ■ 空家等の改修促進・支援 ■ 利活用に向けたマッチング ■ 空家等及びその跡地の利活用 ■ 空家等の寄付採納 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空家を利活用した事業に関する相談はあったが、活用実績はなかった。 ○ 空家バンク設置以降、登録実績がない状態が続いている。 ○ 空家利活用補助金の交付実績がなかった。 ○ 一定の家賃収入を望む空家の所有者と財政的に余裕のない利用希望者のマッチングが難しい。 ○ 所有者等と利活用希望者をつなぐ人がいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不動産市場への流通促進するための関係団体等との連携強化が必要。 ◆ 積極的に空家を活用した事例の紹介を行うなど、気運を高めるための取組が必要。 ◆ 各種支援・相談等の取組に関する所有者、市民への継続的な周知が必要。 ◆ <u>利活用におけるマッチングの担い手が必要。</u>

目 適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ■管理不全な状態の空家等の適正管理の促進 ■空家等の除却促進・支援 ■特定空家等に対する措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○金銭的な問題や相続の問題等で所有者等による早期の改善・解決が見込めない空家がある。 ○所有者の所在が不明、相続人不存在等により空家を管理すべき者がいないケースがある。 ○空家除却補助金の活用がされているが、より状態の悪い空家の除却につなげたい。 ○所有者の管理意識の醸成が十分でない。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆通知文書の送付や積極的な所有者等の訪問により、空家の状態の改善や解体につなげていくことが必要。 ◆除却補助や相談など、支援に関する積極的な周知が必要。 ◆管理不全な空家等は周辺に環境にも悪影響を及ぼすことなど、所有者、市民に積極的に伝えていくことなど、管理意識の向上が必要。 ◆<u>所有者不明空家等について、財産管理人制度等、空家等対策の推進に関する特別措置法の基づく対応について検討が必要。</u>
-----------	--	--	---

第3章 基本的な方針

1 基本理念及び基本方針

今後、本市においても空家等の増加が予想されることから、さらなる空家等に関する問題の顕在化が懸念されます。

こうした状況を踏まえ、法や条例の趣旨に基づく総合的かつ計画的な空家等対策の推進に向け、本市の空家等対策の基本理念及び基本方針を次のように定めます。

【基本理念】

市民の生活環境の保全と向上

良好な住環境の推進

【基本方針】

I. 発生抑制

- ・ 空家等に関する様々な課題や補助制度等を市民等へ周知を行い、建物の次の使用目的を明確化することで、空家等の発生抑制を図ります。
- ・ 効果的な空家等対策を実施するため、市内の空家等の実態を把握し、データベースを整備・管理します。

II. 流通・利活用

- ・ 関係団体等と連携したワンストップ利活用相談事業等により流通促進を図るとともに、利活用が可能な空家等は改修支援を通して既存建物の再生を推進します。
- ・ まちづくりやコミュニティ活動を進める上での地域資源として、空家等及びその跡地の利活用を促進・推進していきます。

III. 適正管理

- ・ 管理不全な空家等の所有者に、継続して適正管理の働きかけを行うとともに、除却補助制度等による支援を通じて、管理不全な状態の改善・解消を図ります。
- ・ 特定空家等に対しては、法に基づく必要な措置を講じるとともに、特定空家等を生み出さないための対策を講じます。

2 対象とする地区

本市における空家等は、実態調査の結果から一部集中している地区はあるものの、おおむね市全域に点在していることから、本計画の対象地区は富士見市全域とし、総合的かつ一体的に対策を講じることとします。

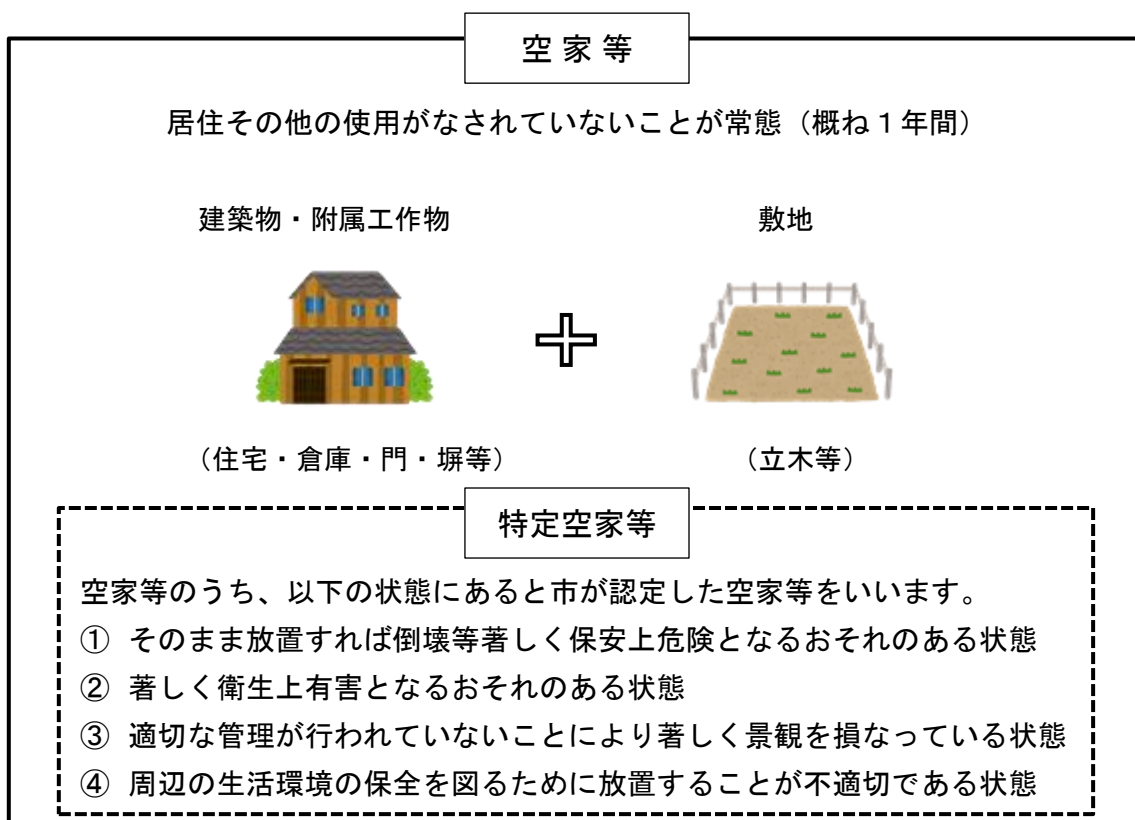
ただし、対策を進めていく上で重点的に対策を推進すべき地区の設定が必要となった場合は、本計画への位置付けを行うなど、計画の見直しを行う中で、対策を講じるものとしします。

対象地区 = 富士見市全域

3 対象とする空家等の種類

本計画の対象とする空家等の種類は、法第2条第1項に規定する「空家等」の定義に該当する住宅、共同住宅（全室居住なし）、空き店舗等及びその跡地とします。

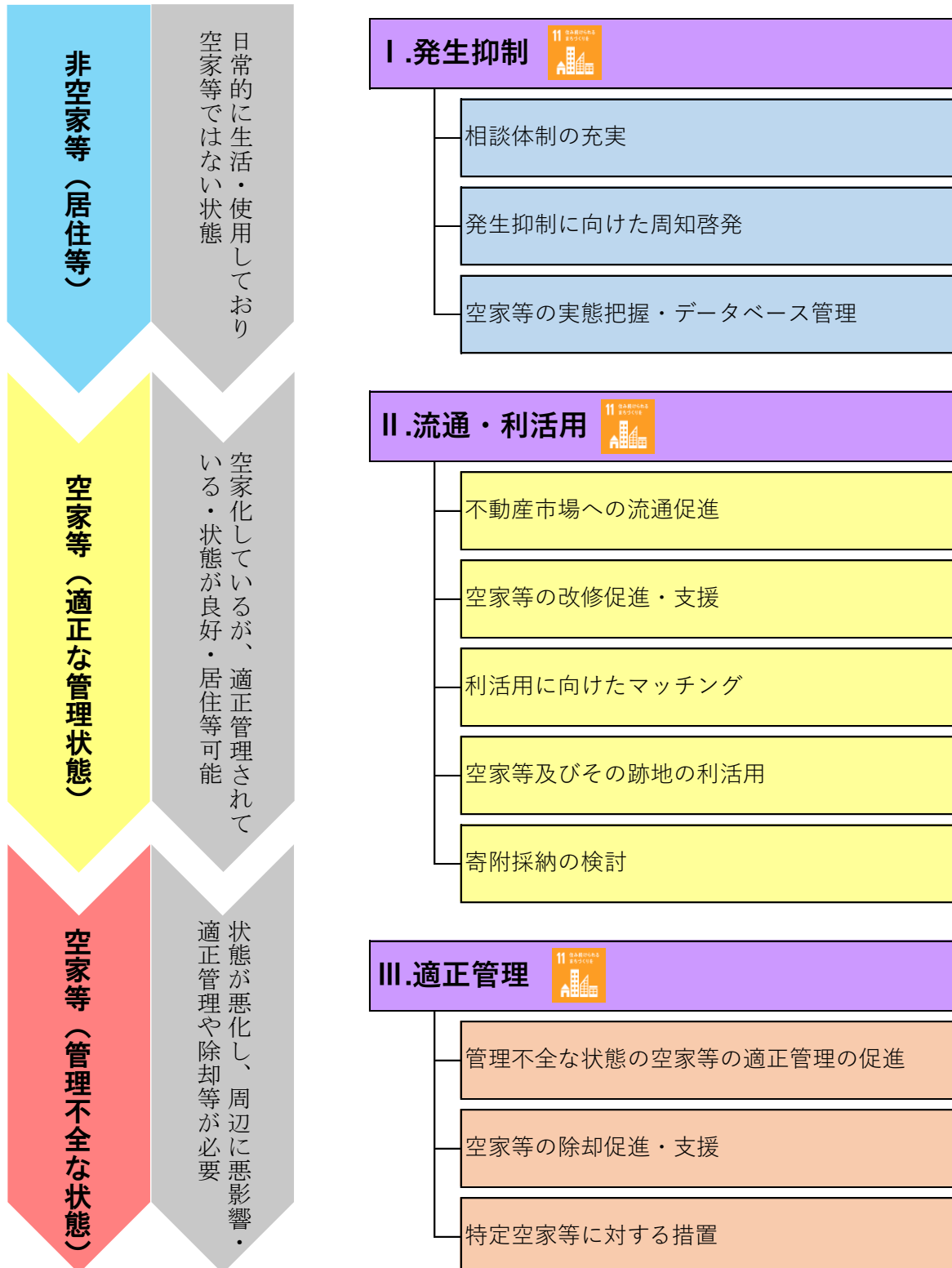
ただし、居住その他の使用がなされていない期間が1年未満である場合や倉庫などの使用実態があった場合でも、現に居住がなく適正に管理されていない建物については、特定空家等に対する措置を除き、「空家等」に準ずるものとして本計画に基づき対策を講じるものとしします。



第4章 推進施策

1 施策体系

『市民の生活環境の保全と向上』 & 『良好な住環境の推進』



2 実施体制

本市では、空家総合窓口を中心として関係団体等と連携しながら、総合的な空家等対策を実施します。

(1) 空家総合窓口

庁内横断的に実施する空家等対策の総合調整役を担うとともに、空家等の所有者等や市民、関係団体等からの各種相談を一元的に行うため、平成30年4月に空家総合窓口を設置しました。

<設置場所>

空家総合窓口：建設部建築指導課

(2) 富士見市空家等対策協議会

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法及び条例に基づき、平成29年8月に富士見市空家等対策協議会を設置しました。

本市の空家等対策については、本協議において法務や不動産等の専門家や関係団体、市民の方々との協議を行いながら、総合的かつ計画的に実施していきます。

<所掌事務>

- ① 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- ② 空家等に関する施策に関し市長が必要と認める事項

<構 成 員>

- ① 市長
- ② 市民（福祉・地域・公募）
- ③ 学識経験を有する者（法務・不動産・建築等）
- ④ その他市長が必要と認める者（行政関係）

(3) 富士見市空家等対策庁内検討委員会

地域の生活環境に防災や衛生、景観等の悪影響を及ぼす空家等について、発生抑制や利活用、適正管理などの総合的な空家等対策を実施するためには、庁内横断的な対応が必要不可欠となるため、平成28年7月に富士見市空家等対策庁内検討委員会を設置し、庁内における連携体制を整備しました。

空家等対策の総合調整を担う空家総合窓口を中心に庁内横断的な対策を講じるため、富士見市空家等対策庁内検討委員会における協議を行いながら関係各課の役割

分担を明確にしていきます。

＜所掌事務＞

- ① 空家等対策にかかる施策の策定に関すること。
- ② 空家等の総合的かつ計画的な対策を推進するために必要な事項に関すること。

＜構 成 員＞

- ① 建設部長：委員長
- ② 政策企画課長：政策的な調整等
- ③ 協働推進課長：空家等（防犯関係）の適正管理対策
- ④ 税 務 課 長：所有者等に関する情報提供・空家等の固定資産税関係
- ⑤ 子ども支援センター長：空家等を利活用した子どもの貧困対策事業等
- ⑥ 高齢者福祉課長：高齢者への周知啓発等
- ⑦ 産業経済課長：空き店舗利活用事業等
- ⑧ 環 境 課 長：空家等（環境衛生関係）の適正管理対策
- ⑨ 都市計画課長：空家等のポケットパーク化や都市計画の視点での空家等の利活用等
- ⑩ 建築指導課長：空家等対策の総合調整
- ⑪ 生涯学習課長：空家等を利活用した生涯学習事業等

（４）関係団体等との連携

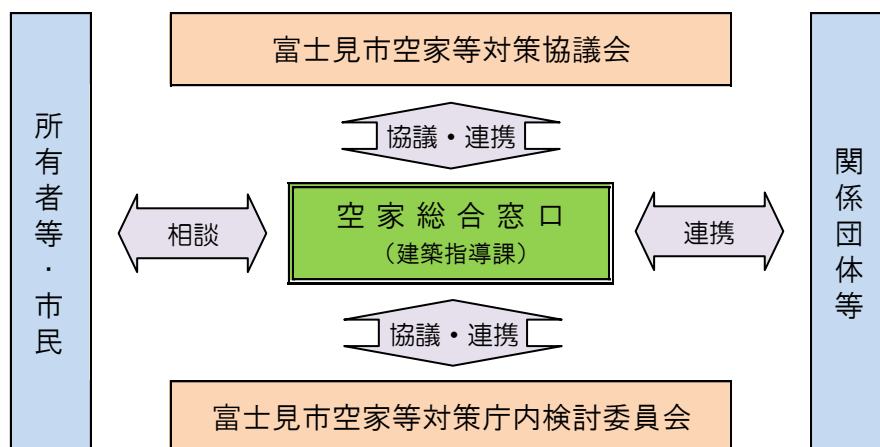
空家等については、防犯上の問題や放火等による火災発生のおそれもあることから、埼玉県警察東入間警察署や入間東部地区事務組合と連携・情報共有を図ります。

また、平成26年12月に設置され、埼玉県内市町村や関係団体で構成された埼玉県空き家対策連絡会議との情報共有を図りながら、当該連絡会議が作成したマニュアル等を活用した空家等対策を進めていきます。

平成31年に不動産団体と協定を結び開始した、空家のワンストップ利活用相談事業において不動産団体との更なる連携の強化と空家の所有者に対する周知啓発を進めていきます。

さらに、法務関係や金融機関など、空家等に関する各種関係団体と協定等を締結し、連携体制を構築しながら様々な分野における空家等対策事業の充実を図っていきます。

(5) 実施体制のイメージ



3 施策 I. 発生抑制

◆ 基本方針

空家等に関する様々な課題や補助制度等を市民等へ周知を行い、建物の次の使用目的を明確化することで、空家等の発生抑制を図ります。

効果的な空家等対策を実施するため、市内の空家等の実態を把握し、データベースを整備・管理します。

■ 相談体制の充実

「発生抑制」、「流通・利活用」、「適正管理」などの総合的な空家等対策を実施するためには庁内横断的な対応が求められることから、空家等の情報を一元的に管理する総合調整役を設けることで、効果的かつ効率的な空家等対策につながります。

空家等の所有者等や市民、様々な関係団体等との窓口を一本化することで、空家等の情報の集約化を図ることが可能となることから、本市では総合的な調整機能を有する総合窓口を設け、空家等に関する情報を一元的に集約し、総合的な空家等対策を実施しました。

空家等の問題は市民生活に密接に関わるため、空家総合窓口の設置状況について広報富士見やホームページ等において周知し、空家等の所有者等や市民からの相談を積極的に受け付けるものとします。

また、空家等に関する課題は多岐にわたるため、課題解決のためには様々な情報や専門的な見地からの助言を必要とする場合があると同時に、空家等は個人の私有財産であることから、空家等は民間の中で流通され、課題解決されることが理想的です。

そのため、本市では不動産団体と協定を結び、空家のワンストップ利活用相談事業を平成30年より開始し、空家等の多岐にわたる問題を一つの相談窓口で対応できる体制を整えました。

一方で売却等をしない場合は、適正な維持管理をし、管理不全な状態の空家を発生させないために、シルバー人材センターと協定を結び、シルバー人材センターによる空家管理サービスへの取次体制を整えました。

施策	現況	今後	担当
空家総合窓口の設置	○ 平成30年4月設置	広報富士見、ホームページでの総合窓口の周知	建築指導課

施策	現況	今後	担当
空家バンク運営・空家等の利活用相談に向けた連携強化	○ 令和元年度 不動産団体との協定 締結	広報富士見、ホームページでの空家バンク及び空家のワンストップ利活用相談事業の周知	建築指導課
空家の管理事業者あつせんに向けた連携強化	○ 令和2年度 シルバー人材センターとの協定締結	広報富士見、ホームページでの空家管理サービスの周知	建築指導課

■ 発生抑制に向けた周知啓発

空家等の所有者等及び市民に対して、空家等に関する様々な問題や周辺の市民生活への悪影響、空家等に関する各種制度及び法改正等について積極的に周知することで空家等に対する問題意識の空家等の管理意識醸成を図り、管理不全な状態の空家等の発生抑制につなげます。

また、建物所有者や高齢者世帯等に対して所有している資産（住宅等）の次の世代への円滑な継承方法や処分方法等について周知するなど、「将来」の空家等の発生抑制を図ります。

施策	現況	今後	担当
建物所有者向け周知啓発	○ 令和2年度より実施	固定資産税の納税通知書への啓発チラシ封入、送付	建築指導課 税務課
市民・地域向け周知啓発	○	・啓発チラシ作成、回覧 ・広報誌、ホームページでの周知啓発	建築指導課
高齢者世帯向け周知啓発	○	高齢者世帯訪問時等における周知啓発	福祉政策課 高齢者福祉課
相続人向け周知啓発	○	「空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除」のホームページでの周知	建築指導課
法律改正の周知啓発（新規）	-	不動産登記法等の法改正をホームページで周知	建築指導課

■ 空家等の実態把握・データベース管理

法第11条において、「市町村は～空家等に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努める」と規定されているように、空家等対策の実施に当たっては、空家等の数や所在地、状態、所有者等の情報を把握し、データベースを整備することで地域の実態に即した空家等対策を実施する必要があります。

本市では、条例第7条の基本施策においても「空家等に関する調査及びデータベースの整備に関すること」を掲げており、平成29年度及び令和4年度に市内の空家等の実態を把握するため、空家等実態調査を実施するとともに、空家等の所有者に意向調査を行い、調査結果をシステムに反映することで空家等のデータベースを整備しました。今後も条例第5条にもあるように市民の協力を得ながら本データベースを更新することで空家等の数や所在地、状態、所有者等の情報を管理していきます。

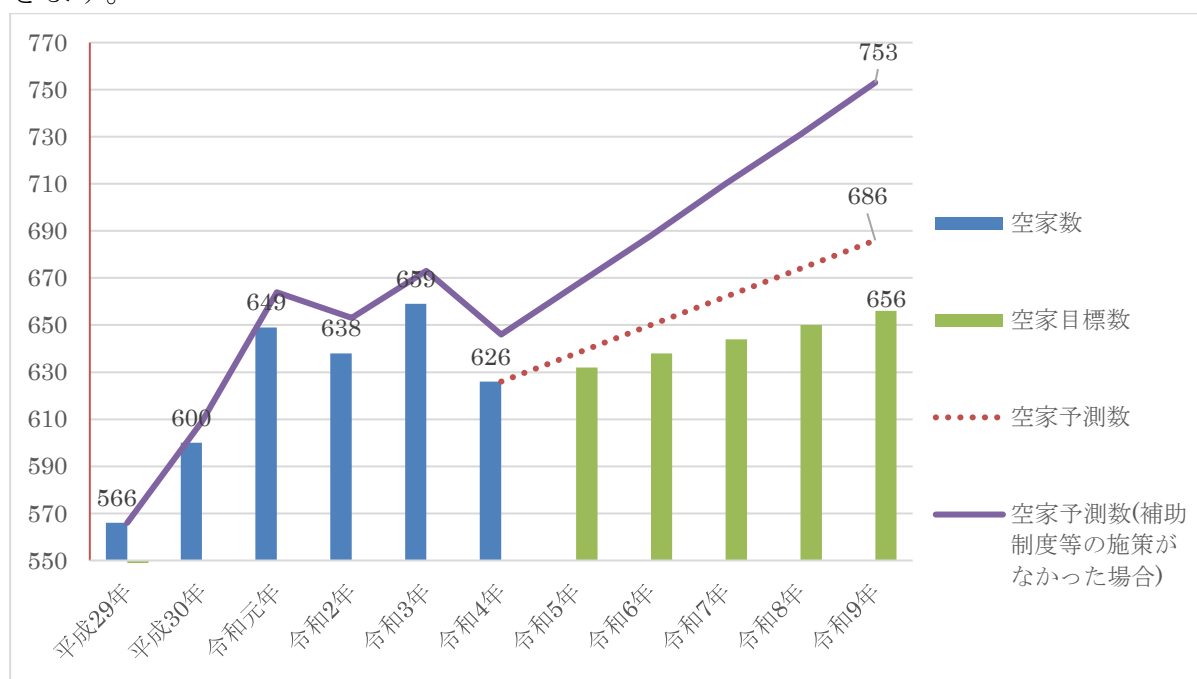
また、今後も空家等は増え続けることが予想されており、空家等の状態の悪化や除却など、空家等の実態は変化していくことから、データベースの更新に当たっては、家屋情報や土地情報、航空写真等の更新状況を反映するとともに、庁内・地域と連携しながら情報の把握・管理に努めます。

施策	現況	今後	担当
空家等実態調査（全市）	○ 業務委託による実態調査 （平成29年・令和4年度実施）	左記結果を活用・更新	建築指導課
空家等調査（戸別）	○ 適宜実施	苦情相談等に応じて 適宜実施 （現地調査・所有者等調査）	建築指導課 協働推進課 環境課
把握した空家等の 情報提供・共有	—	随時実施	建築指導課 福祉政策課 高齢者福祉課
市民に対する空家等の 情報提供の呼びかけ	○	・町会等へ情報提供依頼 ・広報誌、ホームページによる呼びかけ	建築指導課
空家等データベース 整備・管理	○ 空家等管理システム導入 （平成29年度実施）	随時情報更新	建築指導課 協働推進課 環境課

■目標値

空家の増加は全国的な問題でもあり、増加の一途をたどっています。富士見市も平成29年の実態調査時に比べて空家が増加しています。

不動産を所有している方に、空家の施策を周知することにより、増加率を下げたいきます。



指標	現状値	目標値
市内の空家数	626 件 (R4 年時点)	656 件 (R9 年時点)

3 施策 II. 流通・利活用

◆ 基本方針

関係団体等と連携したワンストップ利活用相談事業等により流通促進を図るとともに、利活用が可能な空家等は改修支援を通して既存建物の再生を推進します。

まちづくりやコミュニティ活動を進める上での地域資源として、空家等及びその跡地の利活用を促進・推進していきます。

■ 不動産市場への流通促進

空家等及びその跡地の不動産市場への流通促進を図るため、不動産関係団体と連携した空家バンク制度とワンストップ利活用相談事業を令和元年に開始しました。

本市では、空家等に関する多くの相談等が寄せられるとともに、空家等の所在や状態、所有者等など、空家等に関する様々な情報を保有しており、空家等の所有者等に直接働きかけを行うことができます。こうしたメリットを活かして、空家等を不動産市場へ流通させるため、不動産業者と連携をして、空家等の所有者等に空家バンク及び空家のワンストップ利活用相談、各種補助制度に関する情報提供の働きかけを行います。

施策	現況	今後	担当
富士見市空家バンクの設置	○	専用ホームページの周知	建築指導課
全国版空家バンクへの参加	○	専用ホームページへの物件掲載の呼びかけ	建築指導課
<再掲> 空家バンク運営・空家等の利活用相談に向けた連携強化	○ 令和元年度 不動産団体との協定締結	広報富士見、ホームページでの空家バンク及び空家のワンストップ利活用相談事業の周知	建築指導課

■ 空家等の改修促進・支援

市内に存在する空家等の大部分は小規模の修繕により再利用が可能であると考えられることから、空家等の改修を通じて市外からの転入促進を図るための移住定住補助制度の周知と併せてワンストップ利活用相談の利用促進により、総合的な空家等の流通・利活用を推進し、空家等の有効活用を支援します。

施策	現況	今後	担当
空家等の改修促進・支援	○	移住定住補助制度の周知	建築指導課

■ 利活用に向けたマッチング

空家等をまちづくりやコミュニティ活動を進める上での地域資源として捉え、地域の活性化に資するための施設等に利活用する事例が他市町村では出てきています。

市では、子育て支援や高齢者福祉、地域交流などの場として空家等を利活用するような民間団体等が実施する地域貢献型の事業を支援するなど、空家等を利活用することによるまちづくりを推進します。こうした空家等の利活用を希望する団体等のニーズの把握に努めるとともに、所有者等の意向に充分配慮した上で、NPO法人等と連携をして両者のマッチングを進めていきます。

また、狭小地や未接道地など再建築が難しく流通利活用が難しい土地に対する支援として、隣地統合促進補助制度を創設しました。

施策	現況	今後	担当
地域貢献型の空家の利活用事業の支援	○	空家利活用事業支援制度の周知	建築指導課 関係各課
区画拡張による土地の実用性の向上の支援		隣地統合促進補助制度の周知	建築指導課
住み替え支援の促進	—	マイホーム借上げ制度のホームページ等による周知	建築指導課
NPO法人によるマッチングの周知（新規）	—	空き家コーディネーターの周知	建築指導課

■ 空家等及びその跡地の利活用

空家等については、周辺に悪影響を与えるおそれがある一方で地域の資源でもあることから、地域の活性化や様々な行政課題の解決等につなげるための一つの方策として、空家等及びその跡地を利活用する事業を検討していきます。

施策	現況	今後	担当
利活用事業の実施	—	地域の活性化や行政課題の解決等に資する利活用事業の検討・実施	関係各課

■ 寄附採納の検討

空家等の所有者の中には、相続後の使用目的がない等の理由により寄附を希望する方がいます。令和5年度より相続土地国庫帰属制度が開始されるので、制度の周知を行い空家の流通利活用に寄与します。

施策	現況	今後	担当
国の制度の周知（新規）	—	ホームページによる周知	建築指導課

■ 目標値

空家の所有者へ情報を発信することにより、空家の流通・活用への意識を醸成し、相談件数を増やします。

指標	現状値	目標値
空家の所有者等からの相談件数	年間平均 17 件（H30～R4）	年間平均 35 件

3 施策 Ⅲ. 適正管理

◆ 基本方針

管理不全な空家等の所有者に、継続して適正管理の働きかけを行うとともに、除却補助制度等による支援を通じて、管理不全な状態の改善・解消を図ります。

特定空家等に対しては、法に基づく必要な措置を講じるとともに、特定空家等を生み出さないための対策を講じます

■ 管理不全な状態の空家等の適正管理の促進

建物については、長期間居住又は使用がされない状態が続くことにより十分な換気や清掃等が行われず、急速に老朽化が進み管理不全な状態の空家等となってしまう場合があります。このような管理不全な状態の空家等については、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことがあるため、適正管理を行うことにより状態悪化の予防や改善を図る必要があります。

空家等の適正な管理については、第一義的に所有者等が責任を持って行うこととなっています。しかしながら、所有者等については遠方に居住している場合があるなど、空家等の現況把握や定期的な維持管理が難しいことも想定されることから、所有者等に対し空家等の現況等について情報提供をするとともに、適正管理に向けた支援を行う必要があります。

本市では、管理不全な状態の空家等に関する苦情相談に応じ、空家等の所有者等に対して適正管理を促す文書の送付や緊急性が高いと思われる管理不全な状態の空家等については所有者等を訪問し直接働きかけを行ってきました。

今後も所有者等による適正管理の促進のために積極的に情報提供等を行います。

施策	現況	今後	担当
管理不全な状態の空家等の適正管理対策	○ ・現地調査 ・所有者等調査 ・所有者等へ文書送付	・現地調査、状態確認 ・所有者等調査 ・所有者等へ文書送付 ・所有者等へ直接訪問 ・管理事業者あつせん	建築指導課 協働推進課 環境課
所有者による適正管理の支援	○	シルバー人材センターの空家管理サービスの周知	建築指導課
軽微な措置	○	条例 9 条の規定に基づき軽微な措置を実施	建築指導課 環境課

<所有者等責任の原則>

空家等の管理については、法第3条において「所有者等の責務」が規定されているように、空家等の所有者等が自らの責任において適正に管理することが原則です。

これは、憲法や民法で規定されている財産権や所有権により、所有者の権利が保護されていることによるものです。

そのため、第三者が空家等の管理不全な状態に起因して損害等を受けた場合については、当事者間において互いの財産権と所有権に基づいた解決を行うことが基本となります。

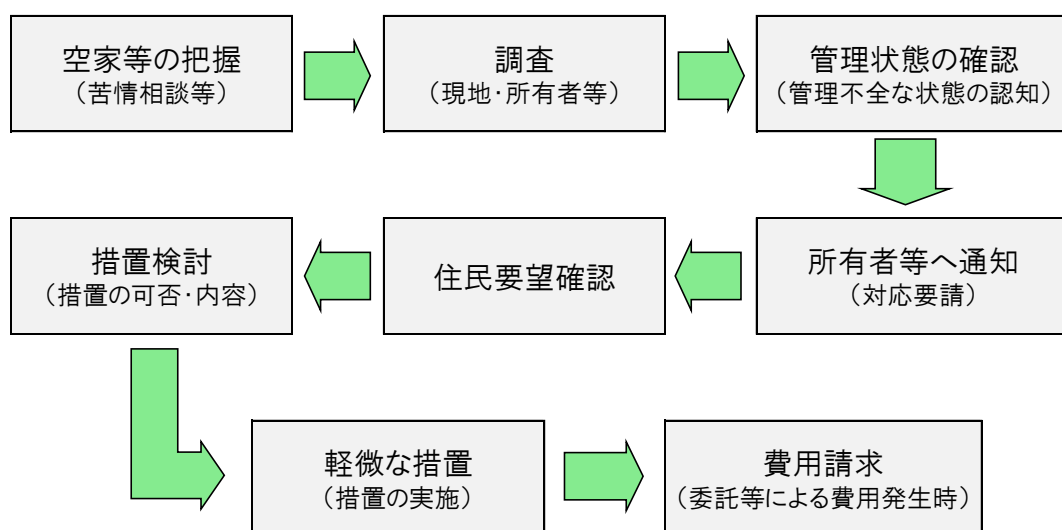
<軽微な措置>

周辺の生活環境に悪影響を与えている管理不全な状態の空家等を適正に管理し、状況の改善を図ることは、所有者等の責務です。

しかしながら、管理不全な状態の空家等の中には所有者等が不明な場合や一向に所有者等による協力が得られないなど、状況の改善が期待できない場合があります。

本市では、管理不全な状態の空家等について、市民の生活環境の支障を除去し、又は軽減することができると思われるときは、条例第9条の規定に基づき「軽微な措置」を実施します。ただし、空家等の管理責任は第一義的に所有者等が有していることに鑑み、町会などの地域団体や複数の近隣住民の方々からの要請があった空家等に対し市が空家等の現状確認を行い、措置の必要があると認める場合に限り実施するものとし、措置の内容には“開放されている窓その他の開口部の閉鎖”や“著しく繁茂した草木の簡易な切除”など、富士見市空家等対策の推進に関する規則に定める軽微な内容に限定しています。

軽微な措置の基本的な流れ



■ 空家等の除却促進・支援

老朽化により建物自体に課題のある空家等については、簡易的な補修等を行うことにより一時的に周辺的生活環境の支障を除去、又は軽減することができますが、根本的な問題を解決するためには、空家等を除却（解体）する必要があります。

空家等の中には、昭和56年以前に建築され耐震性が確保されておらず、居住等の再利用が見込めないものも存在します。このような老朽化した空家等の所有者等に対して積極的に除却を促すため、令和元年度に創設した空家の除却補助制度を周知と、除却資金の貸付制度について金融機関等との連携を検討し、市民の生活環境の保全と向上を推進していきます。

また、所有者の行方が分からない場合や、相続人の存在、不存在が明らかでない空家等の解決手段として「財産管理制度」を活用して、空家の除却を行います。

施策	現況	今後	担当
空家等の除却促進・支援	—	空家等除却支援制度の制度の周知 空家の解体に関する融資制度の周知	建築指導課
所有者不明の空家の解決（新規）	—	所有者不明の空家に関する対応ルールの検討 財産管理制度の活用	建築指導課

■ 特定空家等に対する措置

法では、著しく周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある空家等を特定空家等と定義するとともに、特定空家等に対する助言・指導、勧告、命令、代執行等の措置が規定されています。

本市では、特定空家等であるか否かの判断及び特定空家等に対する措置の手続について透明性及び適正性を確保することを目的に「富士見市特定空家等判定基準」及び「富士見市特定空家等判定基準運用マニュアル」を作成しました。

法の施行により市町村長は特定空家等に対して強い公権力の行使が可能となりましたが、その手続は慎重かつ丁寧に行う必要があるため、富士見市空家等対策協議会や富士見市空家等対策庁内検討委員会において協議しながら客観性に配慮しつつ、法に基づき手続を進めていきます。

一方で、最も重要なことは周辺的生活環境に悪影響を及ぼすような特定空家等を

生み出さないことです。そのため、勧告後の特定空家等については住宅用地の特例措置の対象から除外されることなど、特定空家等に関連する制度等について日頃から空家等の所有者等に対して周知に努めるとともに、特定空家等の候補となるような空家等の所有者等に対しては状況の改善について直接訪問・働きかけを行うなど、所有者等による自発的な問題の解決につなげるよう努めます。

<特定空家等に対する措置等>

措置等	内容
立入調査 (法第9条)	苦情相談等により市が空家等を把握し、当該空家等が著しく管理不全な状態である場合については、法第9条の規定に基づき立入調査を実施し、特定空家等であるか否かの判定を行います。また、判定結果の妥当性が認められ、特定空家等と認定された空家等については、法第14条の特定空家等に対する措置の必要性やその内容等について判断するため、立入調査を実施します。
助言・指導 (法第14条第1項)	特定空家等の所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導を行います。※ 助言は口頭による
勧告 (法第14条第2項)	助言又は指導をした場合において、なお当該空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、必要な措置をとることを勧告します。
命令 (法第14条第3項)	勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告にかかる措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命じます。
代執行 (法第14条第9項)	必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行の定めるところに従い、代執行を行います。

＜緊急措置＞

特定空家等に対する措置については、法により手続が規定されていますが、この手続については一定の時間を要します。このため、本市では、条例第8条で特定空家等に対し緊急的に必要最小限の措置を講ずることができる「緊急措置」の規定を設けており、自然災害等により緊急的な措置を要する場合は、市が必要最小限の措置を行い、措置に要した費用については所有者等に請求します。

なお、緊急措置とは、自然災害等の影響で空家等の建築材等が飛散すること又は崩落することにより、人の生命や身体、財産に危害が及ぶことが明らかな場合で、かつ、緊急に対応する必要があるために所有者等に指導等を行う時間的余裕がないとき、又は所有者等に指導等を行ったが所有者等の対応を待っている時間的余裕がないときに、所有者等の同意を待たずに、市が必要最小限の範囲で行う危険を回避するための措置で、特定空家等に対する措置の緊急時の例外的な対応であることから、基本的には法に基づく手続を行うこととなります。

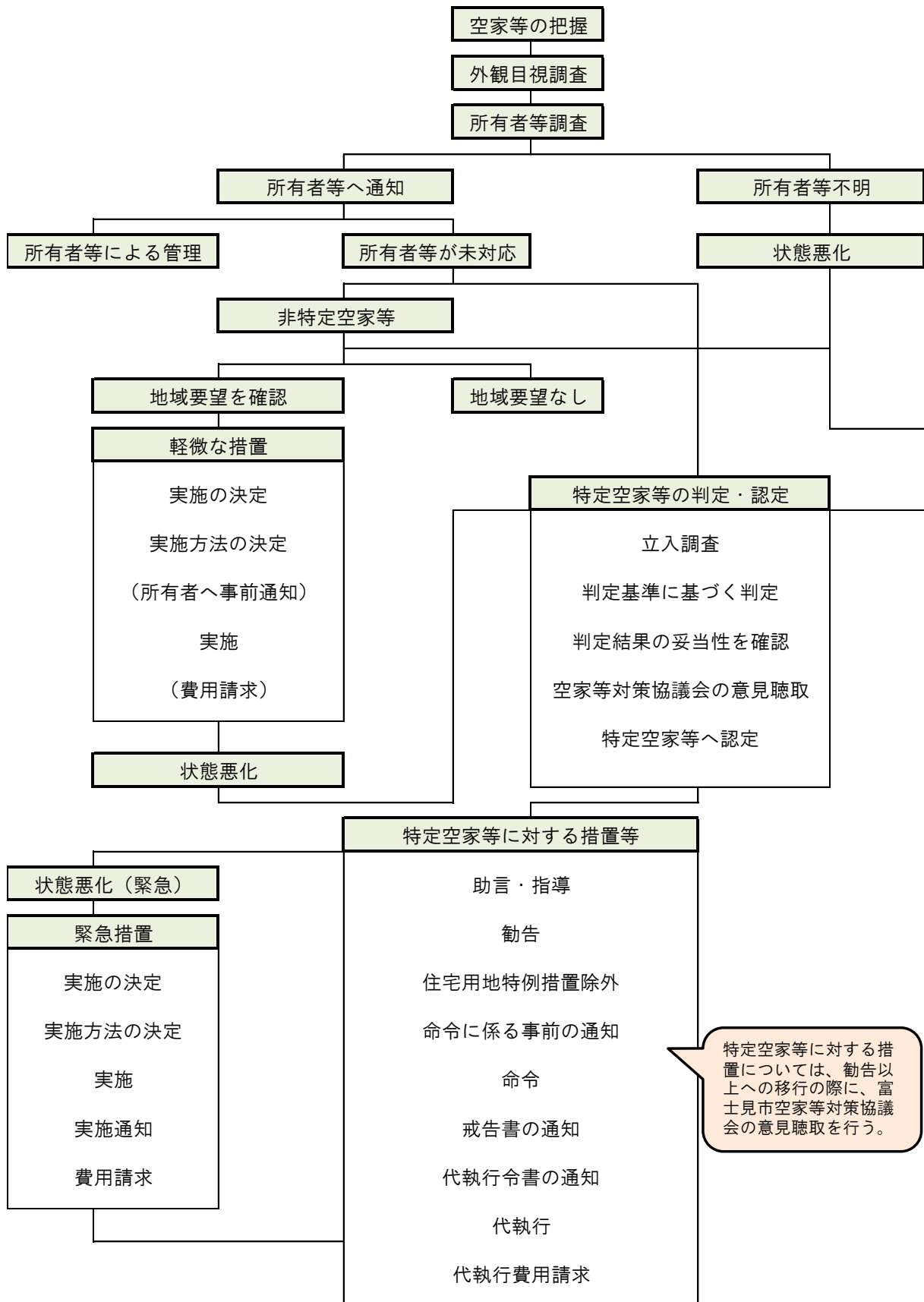
■目標値

空家の所有者等へ通知及び訪問を行い、使用予定の無い空家の解体を促進していきます。

平成30年度から令和4年度の年間解決件数の平均が約28件だったことから、補助制度の周知や通知及び訪問をすることにより、解決件数を伸ばし、計画期間における年間平均40件の解決を目指します。

指標	現状値	目標値
空家の除却件数	年間平均 28 件	年間平均 40 件

管理不全な状態の空家等対策フロー



特定空家等に対する措置については、勧告以上への移行の際に、富士見市空家等対策協議会の意見聴取を行う。

第5章 資料編

○空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成二十六年十一月二十七日)

(法律第百二十七号)

第百八十七回臨時国会

第二次安倍内閣

空家等対策の推進に関する特別措置法をここに公布する。

空家等対策の推進に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明

書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じよう

とする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行)

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○富士見市空家等対策の推進に関する条例

平成29年6月26日

条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等に関する施策を市民とともに推進するために必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 所有者等 法第3条に規定する所有者等をいう。
- (4) 事業者 空家等又は空家等の跡地（法第6条第2項第5号に規定する空家等の跡地をいう。以下同じ。）の管理及び活用に関連する事業を営む者をいう。
- (5) 管理不全な状態 空家等が次に掲げるいずれかの状態にあることをいう。
 - ア 老朽化又は自然災害により倒壊するおそれのある状態
 - イ 建築材等の飛散により人の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれのある状態
 - ウ 草木の繁茂、害虫の発生、汚物の放置等の管理状況に起因して周辺的生活環境の保全上の支障が生じるおそれのある状態
 - エ 不特定の者の侵入が容易であるために犯罪行為を誘発するおそれのある状態

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、法第3条の規定により、空家等の適切な管理に努めるとともに、空家等を積極的に活用するよう努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、所有者等による空家等の適正な管理の促進並びに空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るため、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、空家等に関する施策の推進に当たっては、必要な体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、空家等に関する施策の推進に当たっては、空家等の所有者等、市民及び事業者の協力を得て行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、管理不全な状態の空家等を発見したときは、市又は所有者等にその情報を提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、空家等及び空家等の跡地の活用及び流通の促進に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するものとする。

(基本施策)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 空家等に関する調査及びデータベースの整備に関すること。
- (2) 管理不全な状態の空家等の所有者等に対する情報の提供、助言その他必要な援助に関すること。
- (3) 所有者等による空家等及び空家等の跡地の活用の促進に関すること。

(4) 法第14条に規定する特定空家等に対する措置に関する事。

(5) 空家等に関する広報及び啓発に関する事。

(6) 空家等に関する総合的な相談活動に関する事。

(7) 空家等に関する他の団体及び機関との連携に関する事。

(緊急措置)

第8条 市長は、特定空家等の状態に起因し、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認めるときは、必要最小限の措置を講ずることができる。この場合において、市長は、当該空家等の所有者等に対し、当該措置に要した費用を請求することができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置の内容を当該空家等の所有者等に遅滞なく通知しなければならない。ただし、当該空家等の所有者等又はその連絡先を確知することができない場合においては、公示送達をもってこれに代えることができる。

3 第1項の措置を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(軽微な措置)

第9条 市長は、管理不全な状態の空家等について、市民の生活環境の支障を除去し、又は軽減することができる認めるときは、必要に応じ、規則で定める軽微な措置を講ずることができる。

2 前条(第2項を除く。)の規定は、前項の措置を講ずる場合において準用する。

(空家等対策計画の策定)

第10条 市は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項に規定する空家等対策計画を定めるものとする。

(富士見市空家等対策協議会)

第11条 市は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法第7条第1項の規定により、富士見市空家等対策協議会を置く。

2 前項に定めるもののほか、富士見市空家等対策協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○富士見市空家等対策協議会条例

平成29年6月26日
条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、富士見市空家等対策の推進に関する条例（平成29年条例第27号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づき、富士見市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 条例第10条に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
 - (2) 条例第2条第1号に規定する空家等に関する施策に関し市長が必要と認める事項
- (組織)

第3条 協議会は、市長及び委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、協議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、建設部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月26日条例第18号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○富士見市空家等対策の推進に関する規則

平成29年6月26日

規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び富士見市空家等対策の推進に関する条例（平成29年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査)

第2条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第1号）により行うものとする。

(証明書)

第3条 法第9条第4項及び条例第8条第3項の証明書は、空家等対策に係る身分証明証（様式第2号）のとおりとする。

(助言又は指導)

第4条 法第14条第1項の助言は、口頭により行うものとする。

2 法第14条第1項の指導は、指導書（様式第3号）により行うものとする。

(勧告)

第5条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(命令)

第6条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第5号）により行うものとする。

(事前通知書)

第7条 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書（様式第6号）のとおりとする。

(意見聴取)

第8条 法第14条第7項の規定による通知は、意見聴取実施通知書（様式第7号）により行うものとする。

(標識)

第9条 法第14条第11項の標識は、標識（様式第8号）のとおりとする。

(緊急措置)

第10条 条例第8条第2項の規定による通知は、緊急措置実施通知書（様式第9号）により行うものとする。

(軽微な措置)

第11条 条例第9条第1項の規則で定める軽微な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 開放されている窓その他の開口部の閉鎖
- (2) 開放されている門扉の閉鎖
- (3) 外壁、柵、塀その他の敷地を囲む工作物の著しく破損した部分の簡易な保護
- (4) 著しく繁茂した草木の簡易な切除
- (5) 堆積し、又は放置されている物品の移動
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらと同程度の措置で市長が必要と認めるもの

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○富士見市空家等対策庁内検討委員会設置要領

(設置)

第1条 市内の空家等の総合的かつ計画的な対策を推進するにあたり、空家等対策にかかる施策の策定について検討するため、富士見市空家等対策庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要領において「空家等」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に定めるところによる。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 空家等対策にかかる施策の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、空家等の総合的かつ計画的な対策を推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、別表1の職員で組織する。

- 2 委員会に委員長を1名置く。
- 3 委員長は、建設部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長は、委員会内に「適正管理部会」及び「流通・利活用部会」を設けるものとする。
- 7 前項の各部会の構成員は、別表2のとおりとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設部建築指導課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する

別表 1 (第 4 条関係)

委員長	建設部長
委員	政策企画課長
〃	協働推進課長
〃	税務課長
〃	子ども未来応援センター所長
〃	高齢者福祉課長
〃	産業経済課長
〃	環境課長
〃	都市計画課長
〃	建築指導課長
〃	生涯学習課長

別表 2 (第 4 条関係)

適正管理部会	
構成員	協働推進課長
〃	環境課長
〃	建築指導課長
流通・利活用部会	
構成員	子ども未来応援センター所長
〃	高齢者福祉課長
〃	産業経済課長
〃	都市計画課長
〃	建築指導課長*
〃	生涯学習課長

* は、兼任

富士見市特定空家等判定基準

国が作成した「特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針」に示されている特定空家等の基準を参考に、本市の特定空家等の判定基準は次のとおりとする。なお、本判定基準の運用については、項目ごとの周辺への影響等から総合的に判断するものとし、運用に関し必要な事項をマニュアルとして別に定めるものとする。

判定分野	基準となる状態	
そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態	建物の倒壊等のおそれがある（建築物の構造部分）	
	ア 建築物の著しい傾斜	建築物の崩壊、落階、上階とのずれや基礎の不同沈下が目視で確認できる。
		木造建築物について、1/20 超の傾斜が確認できる。2階以上の階が傾斜している場合も同様である。
		鉄骨造建築物について、1/30 超の傾斜（傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合）が確認できる。
		鉄骨造建築物について、1/50 超の傾斜（傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合）が確認できる。
	イ 構造上主要な基礎及び土台	基礎や土台、掘立柱等に大きな亀裂やひび割れ、破損又は変形等が目視で確認できる。
	ウ 構造上主要な柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等	柱、はり、筋かいに大きな亀裂やひび割れ、腐朽、破損、変形又は蟻害が目視で確認できる。
		柱とはりの接合部の腐食により、ずれや脱落が目視で確認できる。
	建物の倒壊等のおそれがある（建築物の附属部分）	
	ア 屋根ふき材、ひさし又は軒	屋根の落ち込みや浮き上がりなどの変形、破損等により屋根やふき材（瓦やタンなど）が剥落又は飛散するおそれがある。
		軒の裏板、たる木等の腐朽や破損が目視で確認できる。
		雨樋が垂れ下がっている又は脱落や飛散のおそれがある。
		ひさしの腐朽、破損や剥落が目視で確認できる。
		軒が垂れ下がっている。
	イ 外壁	壁体を貫通する穴や大きなひびが生じており、外壁等が剥落している。又は剥落するおそれがある。
		窓や戸袋などが傷みや破損等により落下のおそれがある。
	ウ 附帯構造物（ベランダ、バルコニー等）又は付属物（看板、給湯設備、屋上水槽等）	附帯構造物（ベランダ、バルコニー等）の破損や傾斜、脱落等が目視で確認できる。
		建物の屋根や外壁等にある付属物（看板、給湯設備、屋上水槽、アンテナ、煙突、空調設備、配管など）が転倒、破損などにより落下や飛散のおそれがある。
	エ 門、塀又は擁壁	門、支柱、塀、擁壁及びその構造部に大きなひび割れ、破損が生じている。
		門又は塀の傾斜が目視で確認できる。
門扉、塀の金属フェンス等に変形、破損、さび、腐食、ゆるみ等がある。		
基礎部が陥没する等、塀基礎部と周辺地盤との間に相対的な著しい沈下又は隆起がある。		

判定分野	基準となる状態	
そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態	建築物や設備等の破損等、放置された物品等が原因で、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある	
		<p>浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生がある。</p> <p>放置された物品等により臭気の発生がある。</p>
適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態	周囲の景観と著しく不調和な状態である	
		<p>屋根や外壁、看板等が汚物や落書き、破損等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。</p> <p>敷地内に物品等が散乱、山積されたまま放置されている。</p>
その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態	草木や住みついた動物等、その他建築物等の不適切な管理等が原因で、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態である	
		草木の枝等が近隣の住宅の敷地や道路等に越境している。
		草木が枯損等により折れた枝の飛散や倒木等により周辺に被害を及ぼすおそれがある。又は被害を及ぼしている。
		動物等の鳴き声等による騒音やふん尿や汚物等による臭害がある。
		住みついた動物や発生した害虫等による影響が周辺の住宅にも及んでいる。
		門扉や窓ガラスの開放等、不特定者が容易に侵入できる状態で放置されている。
	周辺の道路や住宅の敷地等に土砂等が大量流出している。	

第2期富士見市空家等対策計画

令和5年4月

■発行：富士見市

■編集：富士見市建設部建築指導課

〒354-8511 富士見市大字鶴馬 1800 番地の1

電話：049-252-7127



富士見市